

令和元年 三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

| 所管事項説明 | ページ |
|-----------------------|-----|
| I 教育委員会事務局の組織機構 | 1 |
| II 主要事項 | 6 |

令和元年5月22日
教育委員会

目 次

| | | |
|----|---------------------------|----|
| I | 教育委員会事務局の組織機構 | 1 |
| II | 主要事項 | |
| 1 | 令和元年度当初予算【教育委員会関係】 | 6 |
| 2 | 「三重県教育ビジョン」および各種計画の改定等 | 14 |
| 3 | 学校における防災教育・防災対策の推進 | 17 |
| 4 | 教職員定数と働きやすい環境づくり | 20 |
| 5 | コンプライアンスの推進について | 25 |
| 6 | 障がい者雇用について | 32 |
| 7 | 小中学校教育の推進 | 36 |
| 8 | 学力の向上等 | 38 |
| 9 | 高校教育の推進 | 45 |
| 10 | 外国人児童生徒教育の推進 | 50 |
| 11 | 特別支援教育の推進 | 53 |
| 12 | 命を大切にする教育と安心して学べる環境づくりの推進 | 55 |
| 13 | 人権教育の推進 | 60 |
| 14 | 子どもの体力向上 | 62 |
| 15 | 健康教育の推進 | 66 |
| 16 | 文化財の保存・活用 | 69 |
| 17 | 社会教育の推進 | 72 |
| 18 | 教職員の資質向上 | 74 |

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：298名）

全国高校総体推進課の廃止

平成30年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴い、「全国高校総体推進課」を廃止しました。

2 地域機関（職員数：50名）

埋蔵文化財センター駐在の廃止と新設

中勢道路建設事業に伴う発掘調査の終了に伴い松阪市駐在を廃止し、新宮紀宝道路及び熊野道路建設事業の発掘調査量の増加に伴い、熊野市駐在を新設しました。

※平成30年度から職員数について変更はありません。

参考

【学校数】

（平成31年4月1日現在）

| | 小学校 | 中学校 | 義務教育 学校 | 高等学校 | 特別支援 学校 | 計 |
|-----|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 学校数 | 347 (2) | 150 (2) | 1 (0) | 56 (1) | 14 (4) | 568 (9) |

※（ ）内は分校で外数

令和元年度教育委員会事務局組織表(新旧対照表)

| 平成30年度 | 令和元年度 |
|--|--|
| <p>副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画調整班 — 学校防災・危機管理班 — 教育政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育政策班 — 教育財務課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算決算班 — 事務局経理班 — 修学支援班 — 学校経理・施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校経理・施設班 — 公立学校助成班 — 学校防災推進監 | <p>副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画調整班 — 学校防災・危機管理班 — 教育政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育政策班 — 教育財務課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算決算班 — 事務局経理班 — 修学支援班 — 学校経理・施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校経理・施設班 — 公立学校助成班 — 学校防災推進監 |

| 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|---|
| <p>次長(教職員担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — 制度・採用・免許班 — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監) | <p>次長(教職員担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — 制度・採用・免許班 — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監) |
| <p>次長(学校教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援教育班 — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導班 — 安全・安心対策班 — 子ども安全対策監 | <p>次長(学校教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援教育班 — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導班 — 安全・安心対策班 — 子ども安全対策監 |

| 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|--|
| <p>次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — <u>全国高校総体推進課</u> <ul style="list-style-type: none"> — 総務企画班 — 競技班 — 式典班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監 | <p>次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監 |
| <p>次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — 研修推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — 教科等研修班 — テーマ研修班 | <p>次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — 研修推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — 教科等研修班 — テーマ研修班 |

| 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|---|
| <div data-bbox="177 203 352 237" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域機関</div> <p>北勢教育支援事務所 南勢教育支援事務所 紀州教育支援事務所</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 — 調査研究4課 | <div data-bbox="791 203 967 237" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域機関</div> <p>北勢教育支援事務所 南勢教育支援事務所 紀州教育支援事務所</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 — 調査研究4課 |

II 主要事項

1 令和元年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

社会経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が進展する中、変化の激しい時代に生きる子どもたちには、基礎学力に加え、さまざまな課題に対して自ら考え判断し主体的に対応していく力や、他者と支え合いながら、社会を創っていく力を育てていく必要があります。

子どもたちの豊かな未来の実現に向け、引き続き学力の向上、体力の向上やグローバル人材の育成を推進します。また、「三重県いじめ防止条例」に基づき社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むとともに、不登校の状況にある子どもたちへの支援や暴力行為の防止に、学校や家庭、地域、関係機関が連携して取り組み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。さらに、学校における働き方改革を推進し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、教員の負担軽減を図ります。

教育委員会では、このような認識のもと、次の5項目について重点的に取り組みます。

(1) 学力の向上

学校では、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セット等の年間を通じた計画的な活用や教育支援事務所を中心としたオーダーメイドの支援等を通して、子どもたちが学習内容を確実に理解・定着できるよう、組織的な授業改善等の取組を進めます。また、子どもたちの生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立できるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

(2) グローカル人材の育成

サミットの資産を次世代に継承していくため、子どもたちが自らの考えを伝え、自らのアイデンティティを持ちながら異なる文化・伝統に立脚する人々と協働したり、海外に触れる機会を提供し、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力や、地域の課題や特色ある産業を通じて、実社会での実践活動に取り組むことで、他者と協働する力や自己と社会の関わりを深く考える力など、これからの社会の変化に対応できる力を育みます。

(3) 特別支援教育の推進

インクルーシブ教育の理念をふまえ、医療や福祉等の関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進するため、三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、早期からの一貫した支援体制の充実や障がいのある子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めます。また、教員の専門性の向上を図るとともに、新たに高等学校における通級指導を行います。

(4) 子どもの体力向上

就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣の定着や生活習慣の改善、子どもたちの状況に応じた各小中学校等の取組を支援することにより子どもの体力向上を図るとともに、専門性を有する運動部活動指導員の配置や運動部活動サポーターの派遣により部活動の取組を支援します。

(5) 誰もが安心できる学び場づくり

子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる社会をめざし、「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組めます。不登校の状況にある子どもたちの支援や、いじめ、暴力行為、貧困などの課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に配置・派遣するとともに、子どもたちからの相談に対する支援体制の充実を図ります。また、外国人児童生徒が将来、社会で自立できる力を身につけることができるよう、外国人児童生徒の学びを支える体制を充実します。併せて、県立高等学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策などの施設整備や防災教育を進め、子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進します。

歳出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 平成30年度 当初予算 (下段:平成29年度 第8号補正含む) | 令和元年度 当初予算 (下段:平成30年度 第3号補正含む) | 増減額 B-A | 増減率 (B-A)/A |
|-----|-------------|--|---|-----------------------------|-------------------|
| | | A | B | | |
| 教育費 | 教育総務費 | 24,711,293 (24,721,291) | 23,922,140 | ▲ 789,153 (▲799,151) | ▲ 3.2% (▲3.2%) |
| | 小学校費 | 54,961,233 | 54,862,926 | ▲ 98,307 | ▲ 0.2% |
| | 中学校費 | 30,871,221 | 30,437,551 | ▲ 433,670 | ▲ 1.4% |
| | 高等学校費 | 34,917,876 | 35,032,953 | 115,077 | 0.3% |
| | 特別支援 学校費 | 12,198,182 | 12,116,194 | ▲ 81,988 | ▲ 0.7% |
| | 社会教育費 | 486,809 | 577,781 (587,281) | 90,972 (100,472) | 18.7% (20.6%) |
| | 保健体育費 | 1,040,737 | 503,493 | ▲ 537,244 | ▲ 51.6% |
| 合計 | | 159,187,351 (159,197,349) | 157,453,038 (157,462,538) | ▲ 1,734,313 (▲1,734,811) | ▲ 1.1% (▲1.1%) |

※平成29年度第8号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「いじめ対策推進事業費」に 9,998千円を計上
- ・平成30年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※平成30年度第3号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「鈴鹿青少年センター費」に 9,500千円を計上
- ・令和元年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 主な重点項目

(1) 学力の向上

- ① 学力向上支援事業 32,702 千円
- みえスタディ・チェックを実施し、授業改善サイクル支援ネットを活用して、速やかに集計結果等を各学校に提供するとともに、学習内容の定着状況が確認できるよう基礎的な問題から活用力を問う問題を集めたワークシート集を、学校、市町教育委員会に提供します。また、実践推進校に学力向上アドバイザーを派遣し、習熟度別指導やティーム・ティーチングの各指導形態において、子どもたち一人ひとりの課題に応じた指導の方法や工夫などの実践研究を進め、成果につながった取組を授業公開や研修会で県内の学校に広げます。
- ② 少人数教育推進事業 1,424,299 千円
- 本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級（下限25人）および中学校1年生での35人学級（下限25人、実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可）を実施するとともに、国の定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級の解消を図ります。
- 少人数指導については、県単定数および非常勤を活用して、引き続き小学校算数と中学校数学の少人数指導に取り組む学年において、「効果的な少人数指導推進ガイドブック」を活用してその70%で習熟度別指導を実施するとともに、ティーム・ティーチングでは、授業における教職員の役割分担について実践推進校で効果が確認できた取組を他の学校に広げていきます。
- ③ 小中学校指導運営費 3,947 千円
- 本庁と教育支援事務所が連携し、市町教育委員会および小中学校を訪問して、地域の実情に即した学力向上の取組を支援します。
- ④ 教職員研修事業 31,829 千円
- 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえた「平成31年度三重県教員研修計画」に基づいて、教科や領域、今日的な教育課題等に対応する研修を実施し、教職員の資質および実践的指導力の向上を図ります。
- ⑤ 三重県型コミュニティ・スクール構築事業 10,371 千円
- 地域の実情に応じ、住民等が学校運営や教育活動に参画・協働するコミュニティ・スクール等の導入に向けた取組を支援します。また、家庭での学習が困難な児童生徒や、学習習慣が十分身につけていない児童生徒への各市町における学習支援の取組（地域未来塾）を支援します。

⑥ みえの学力向上県民運動推進事業

196 千円

学力の基盤となる子どもたちの生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立するため、県 P T A 連合会と連携し、県内一斉で生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組を実施し、改善につなげるとともに、県内のイベントの活用等により、県民運動の周知・啓発を一層図ります。また、みえの学力向上県民運動推進会議を開催し、みえの学力向上県民運動セカンドステージの総括を行います。

(2) グローカル人材の育成

① (新) 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業

28,894 千円

実践パイロット校(仮称)を指定し、生徒が地域課題や地域の特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら、実社会での実践活動に取り組むことで、地域の魅力と課題を知り、解決方策を考え実践する人材を育成します。また、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置します。これら実践パイロット校(仮称)での取組をふまえ、学識経験者や地域関係者等で構成する推進委員会を設置し、他者と協働する力や自己と社会の関わりを考える力など、これからの社会の変化に対応するために必要な力を育成する「地域課題解決型キャリア教育」のモデルを構築します。

② 未来を拓く職業人育成事業

12,617 千円

地域産業の担い手となる専門的職業人の育成を図るため、企業等と連携し、三重県の恵まれた自然を生かした食品等の商品開発を行うことで、企画力・創造力を高めるとともに、県内食関連企業への理解を深めます。また、高校生が地域活性化等について議論する「高校生地域創造サミット」を開催するとともに、地域との協働による探究的な学びを進めます。

③ (一部新) 未来へつなぐキャリア教育推進事業

26,397 千円

小・中・高等学校を通じた組織的・系統的なキャリア教育を推進し、県内企業について児童生徒の理解促進を図るとともに、職場定着サポーターを高等学校に配置して職場定着支援等に取り組みます。また、外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、外国人生徒キャリアサポーターを配置するとともに就職に関するセミナー等を実施します。

④ 専攻科整備事業

93,067 千円

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の学習に必要な実習設備等を整備します。

⑤ 「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業

28,030 千円

変化の激しい産業界で活躍できる人材を育成するため、専攻科の実践的な学習や海外インターンシップの実施、平成31年4月設置の伊賀白鳳高等学校建築デザイン科における学習環境の整備を進めるとともに、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。また、農業学科の生徒が福島県の高校生と交流を行うなど、G A P (農業生産工程管理)を生かした流通や販売に関する学習を推進します。

⑥ 世界へはばたく高校生育成支援事業 13,847千円

高校生がグローバルな視野に立って自らの考えや意見を伝える力を育むため、高校生が英語でディスカッション等を行う「みえ未来人育成塾」や、海外での異文化等に触れる海外研修を実施するとともに、留学を促進します。また、科学分野の知識・技能を活用して課題を発見し解決する力を育むため、高校生自らの研究成果の発表や講演会等を行う「みえ科学探究フォーラム」を開催します。

⑦ (一部新) 就学前教育の質向上事業 1,096千円

就学前教育の専門家を市町に派遣し、効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続について研修会や公開保育等で指導・助言を行うことを通じて、各市町における就学前教育の質の向上に係る取組を支援します。

⑧ 三重の英語教育改革加速事業 810千円

小学校英語教育の教科化に対応し、英語教育を効果的に行えるよう、平成30年度の実践研究により得られた効果的な指導方法等の成果を普及します。さらに、モデル校を指定し、小学校英語の評価の方法を中心に市町と連携して実践研究を行います。また、小中学生が三重の魅力を英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施し、ふるさと三重を英語で発信できる力を育てます。

(3) 特別支援教育の推進

① (一部新) 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 23,211千円

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参画を図るため、パーソナルカルテの活用促進や高等学校への発達障がい支援員の配置、高等学校における通級指導を行うとともに、疾病により長期入院中の高校生に対する学習支援として、遠隔授業等の体制整備にかかる調査研究を行います。

また、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者を支援するため、通訳等を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

② 特別支援学校メディカル・サポート事業 6,685千円

医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、常勤講師(看護師免許所有)および教員が連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施による専門性の向上や、医師等の指導・助言による校内体制の充実を図ります。

③ 特別支援教育に係る教職員研修(教職員研修事業の一部(再掲)) 188千円

経験年数や職種に応じて、特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの特性を理解し、その支援方法を学ぶ研修を実施します。また、特別支援学級等を新たに担当する教員を対象に障がいの特性に応じた適切な支援を学ぶ研修を実施します。

④ 特別支援学校就労推進事業 6,258千円

特別支援学校におけるキャリア教育を推進するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用や外部人材による職場開拓を進めるとともに、企業、関係機関等と連携した職場実習等を実施することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。

(4) 子どもの体力向上

① みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 5,273千円

就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図ります。また、各小中学校で作成した元気アップシートの取組を確実に実行するため、市町教育委員会と連携し、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問により、指導・助言を行います。

② みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業 14,832千円

運動部活動の指導体制を充実して、教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校に、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員の配置および技術指導のみを行う外部指導者（サポーター）を派遣します。また、運動部活動の研修会などを行い、「三重県部活動ガイドライン」の浸透を図るとともに、指導者の指導力向上につなげます。さらに、環境整備の必要な運動部がある県立高等学校に備品等を整備します。

(5) 誰もが安心できる学び場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業 17,901千円

「子どもLINE相談みえ」を引き続き実施し、寄せられた相談のうち、早期に対応が必要な内容に対して、臨床心理士や社会福祉士等が関係機関と連携して継続した支援を行うとともに、いじめなどの理由によって登校が難しい子どもたちへの支援に取り組みます。また、いじめを生まない、許さない態度を子どもたちが身につけられるよう、弁護士によるいじめ予防授業を行います。さらに、三重県いじめ防止サミットを開催し、子どもたちや三重県いじめ防止応援サポーターの主体的な取組を推進します。

② スクールカウンセラー等活用事業 253,198千円

スクールカウンセラー（SC）については、全中学校区に配置するとともに、校区内の小中学校には同じSCを配置し、小中学校間で途切れのない支援を行うことができるよう取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）については、各学校等からの要請に応じて派遣するとともに、その一部を県立高等学校に拠点校配置し、近隣中学校区への巡回を行いながら、地域の福祉関係機関等とのネットワークを構築します。

- ③ インターネット社会を生き抜く力の育成事業 1,607千円
子どもたちをネットトラブルなどから守るため、教員が子どもたちへの指導や保護者への啓発を行うための教材を作成し、県ホームページに掲載して利用を推進します。また、専門業者によるインターネット上での不適切な書き込みの検索・監視等（ネットパトロール）を実施するとともに、インターネットトラブル対応事例集を活用した研修会を通して、教員の指導力の向上に取り組みます。
- ④ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 26,541千円
市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への支援を行うとともに、各学校に外国人児童生徒巡回相談員を派遣し学習支援を行います。市町担当者や教員向けの研修会を開催し、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラムの普及・活用等を図ります。
- ⑤ 外国人生徒キャリアサポート事業（再掲） 4,688千円
（（一部新）未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部）
外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、外国人生徒キャリアサポーターを配置するとともに就職に関するセミナー等を実施します。
- ⑥ 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業（再掲） 2,656千円
（（一部新）早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部）
特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者を支援するため、通訳等を行う外国人児童生徒支援員を配置します。
- ⑦ 学校防災推進事業 13,467千円
防災ノートを新入生等に配付するとともに、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。
- ⑧ 校舎その他建築費 1,748,607千円
県立高等学校の施設について、耐震対策や老朽化対策など防災機能の充実、教育環境向上のための整備等を進めます。耐震対策については、令和元年度中に屋内運動場等の天井等落下防止対策工事が全棟完了するよう取り組みます。
また、猛暑に備えるため、県立学校普通教室について、全ての県立学校で空調設備が整うよう取り組み、生徒の安全に万全を期します。本年夏には空調未整備の高等学校に、レンタルによる臨時対応を講じます。

2 「三重県教育ビジョン」および各種計画の改定等

三重県教育委員会においては、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容や目標を示す中期計画の「三重県教育ビジョン」をはじめ、さまざまな計画に基づき、教育に係る施策を展開しています。

令和元年度においては、教育を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、必要な改定と新たな計画の策定を進めます。

1 「三重県教育ビジョン」の策定

平成28年3月に「三重県教育施策大綱」との整合性を図り、教育基本法に基づいて策定する三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲に、平成28年度から平成31（令和元）年度までを計画期間として策定しました（別紙）。

現行の教育ビジョンの計画期間が令和元年度で終了することから、これまでの取組成果や課題などの検証を行い、知事が策定する次期「三重県教育施策大綱」や「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の次期計画と整合性を図りながら、三重県教育改革推進会議で審議し、次期「三重県教育ビジョン」（仮称）を策定します。

2 各種計画の策定等

(1) 三重県特別支援教育推進基本計画の改定

平成27年度に三重県特別支援教育推進基本計画を策定し、早期からの一貫した支援の推進、小中学校、高等学校における特別支援教育の推進、特別支援学校における教育の推進、特別支援学校の整備について取組を進めてきました。

これまでの取組の課題に継続して対応していくとともに、障害者差別解消法の施行、学習指導要領の改訂、高校通級の制度化等、特別な支援を必要とする子どもを取りまく状況の変化による新たな課題に対応した計画に改定します。

(2) 三重県子ども読書活動推進計画の改定

平成27年4月に「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、計画期間をおおむね5年間として、家庭、地域、学校等において、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点から子ども読書活動の推進を図っています。

国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画）」（平成30年4月策定）を基本に、三重県子ども読書活動推進計画の改定に向け、関係者や外部有識者による推進会議において検討を進めます。

(3) 学校施設長寿命化計画の策定

本県の学校施設は、昭和40年代から50年代に建築された建物が約半数で、老朽化対策が必要となっています。また、設備面においても住環境とのギャップが大きくなっており、トイレの洋式化などの対応を進めていく必要があります。

このことから、県立学校施設に係る老朽化対策を計画的に進めるため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、新たに長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。策定にあたっては、校舎の老朽化への対応とあわせて、設備面での機能の向上も含めた計画とします。

(4) 文化財保存活用大綱の策定

有形・無形の文化財を、まちづくり等の地域活性化に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりでその継承に取り組むことを目的に、平成31年4月1日、文化財保護法が改正されました。

このため都道府県においては、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存活用を図る「文化財保存活用大綱」を策定することが求められています。

国が示す指針（①文化財の保存活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、③域内の市町村への支援方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制）をふまえ、文化財所有者や市町等の意見を聞きながら、文化財保護審議会で検討を行います。

子どもたちの希望と未来のための

30の施策

8つの重点取組

105の数値目標

三重県教育ビジョンのポイント

- ① 子どもたちや教育に対する思いを県民の皆さんと共有する「三重の教育宣言」を基本理念として掲げました。
- ② 学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設しました。また、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけました。
- ③ ビジョンを着実に実行していくため、特に注力する重点取組を定めるとともに、施策および重点取組に105の数値目標を掲げました。

はじめに

◆計画の位置づけ

「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

◆計画の対象範囲

公立学校教育を中心とした施策

◆計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化

人口減少社会・少子高齢社会の進行、グローバル化・情報化の進展、産業構造・雇用環境の変化、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保、国の教育改革 等

2 三重の教育における基本方針（三重県教育施策大綱からの抜粋）

3 三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力
- ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力を身につけて欲しいと願っています。

私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

第2章 基本施策

第3章 施策

1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

- ①学力の育成、②外国人児童生徒教育の推進、③グローバル教育の推進、④キャリア教育の推進、⑤情報教育の推進とICTの活用、⑥幼児教育の推進

2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

- ①人権教育の推進、②道徳教育の推進、③郷土教育の推進、④環境教育の推進、⑤読書活動・文化芸術活動の推進

3 健やかに生きていくための身体の育成

- ①体力の向上と運動部活動の活性化、②健康教育の推進、③食育の推進

4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

- ①特別支援教育の推進、②特別支援学校におけるキャリア教育の推進

5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

- ①いじめや暴力のない学校づくり、②防災教育・防災対策の推進、③子どもたちの安全・安心の確保、④居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)、⑤高校生の学びの継続(中途退学への対応)、⑥学びのセーフティネットの構築

6 地域に開かれ信頼される学校づくり

- ①開かれた学校づくり、②学校の特色化・魅力化、③教職員の資質向上とコンプライアンスの推進、④教職員が働きやすい環境づくり、⑤学校施設の充実

7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

- ①家庭の教育力の向上、②社会教育の推進と地域の教育力の向上、③文化財の保存・継承・活用

特に注力する取組

第4章 重点取組

1 学力の向上

授業力の向上、家庭・地域の教育力の向上、読書活動の推進

2 体力の向上と学校スポーツの推進

体力の向上、運動部活動の活性化、学校スポーツの推進

3 心の教育の推進

幼児教育、人権教育、道徳教育の推進

4 グローカル人材の育成

地球的な視野で考えながら地域で活動できる人材、地域や異文化に対する深い理解を持ちながら地球的な規模で活動できる人材の育成

5 特別支援教育の推進

早期からの一貫した支援、キャリア教育、特別支援学校の整備

6 誰もが安心できる学び場づくり

防災教育・防災対策、いじめ対策、教育の機会均等化

7 地域に開かれ輝く学校づくり

地域とともにある学校づくり、学校の特色化・魅力化

8 教職員の資質向上

授業力の向上、多様な教育課題への対応、組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

第5章 ビジョンの実現に向けて

教育ビジョンの周知活動とともに、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施

3 学校における防災教育・防災対策の推進

1 現状と課題

東日本大震災の発生を受け、平成 23 年度に策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」に基づき取組を進めるとともに、平成 28 年の熊本地震で指摘された避難所運営などの課題への対応も進めています。

児童生徒が災害対応能力を身につけるとともに、安全で安心して学習できる環境を整備するための取組を着実に推進し、学校における防災教育・防災対策を一層充実していく必要があります。

(1) 学校施設の耐震化の現状

学校施設の安全性を確保するため、県立学校は平成 25 年度に、公立小中学校は平成 28 年度に校舎等の建物の耐震化を完了しました。吊り天井等の非構造部材の耐震化にも取り組んでいますが、吊り天井等落下防止対策が必要な棟数は、県立学校では 39 棟、公立小中学校で 11 棟となっています。(平成 31 年 4 月 1 日現在)

■ 県立学校屋内運動場等天井等落下防止対策 実績および計画

(単位：棟)

| | 対象棟数 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高等学校 | 113 | 1 | 32 | 0 | 17 | 24 | 39 |
| 特別支援学校 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 127 | 1 | 46 | 0 | 17 | 24 | 39 |

※平成 31 年 4 月 1 日現在。屋体、武道場、講堂、屋内プール、校舎等で特定天井を有する棟が対象。

(2) 主な課題

- ・地震や津波、風水害などの自然災害から児童生徒を守るため、体験型防災学習の実施や教職員の防災に関する知識の向上等による防災教育の充実および家庭や地域と連携した取組を進める必要があります。
- ・安全な学校づくりおよび地域の避難所としての機能確保のため、吊り天井等落下防止対策などの非構造部材の耐震対策の早期の完了が必要です。
- ・猛暑に備えるため、県立学校普通教室について、全ての県立学校で空調設備を整えることが必要です。

2 令和元年度の主な取組

(1) 「防災ノート」の配付

「防災ノート」を、公立小中学校、県立学校の新入生および小学校の新4年生に配付します。また、外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を配付します。

また、「防災ノート」の家庭での活用を促進するため、保護者への周知や、教員に対する活用方法の紹介等を行います。

(2) 学校における防災教育・防災対策の支援

学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同の避難訓練等の取組、各学校における防災体制の点検・見直しについて、職員を派遣して支援します。

【防災教育の支援】

- ・ 児童生徒の体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、防災タウンウォッチング・防災マップ作成、避難所運営体験等）の支援
- ・ 保護者、地域住民等と連携した避難訓練や防災学習の支援

【防災対策の支援】

- ・ 校内研修の支援（防災学習指導計画の作成等）
- ・ 防災体制の点検・見直し支援（危機管理マニュアルの内容点検、避難場所の安全点検等）

(3) 学校防災リーダー等教職員研修の実施

みえ防災・減災センター等と連携して、公立小中学校および県立学校の学校防災リーダー等教職員を対象に、防災ノートを活用した防災教育や地域と連携した体験型防災学習等の研修を実施します。

【研修内容(予定)】

- ・ 学校防災概論（学校防災計画、指導計画、防災ノートの活用、被災地に学ぶ防災教育、実践事例報告等）
- ・ 体験型防災学習の実践演習等（避難所運営体験、液状化実験等）

(4) 学校防災ボランティア事業

県内の中学生・高校生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、8月5日から8日にかけて県内の中学生・高校生が宮城県、福島県を訪問し、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等を実施します。

(5) 学校安全総合支援事業の実施

文部科学省の委託事業を活用して、学校における防災教育に取り組む市町教育委員会を支援します。

【支援内容】

- ・ 防災教育、訓練手法等の開発・普及の取組の支援
- ・ 学校防災アドバイザーの活用による学校における防災学習の支援

(6) 学校施設の耐震化の推進

① 県立学校

非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に行った専門家による点検結果をもとに、引き続き、計画的に実施していきます。

特に屋内運動場等の天井等落下防止対策については、令和元年度に全棟の対策が完了するよう 18 校 39 棟の対策工事を実施します。

② 公立小中学校

公立小中学校の非構造部材の耐震対策の促進に向けて、市町等に対し、補助制度の活用に関する情報提供や助言を行うとともに、機会をとらえて耐震対策を要請していきます。

国に対しては、耐震対策に必要な財源の確保や補助率の嵩上げなどの補助制度の拡充を要望していきます。

(7) 県立学校の空調整備

命に関わるような猛暑に備えるため、県立学校普通教室で空調未整備の高等学校に、レンタルによる臨時的対応を講じるとともに、令和 2 年度から全ての普通教室で空調が稼働するよう取り組みます。

4 教職員定数と働きやすい環境づくり

1 教職員定数

教職員定数には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）に基づいて算定される標準法定数と、県の個別の課題に対応するために県が独自に措置する県単定数があり、これらを合わせたものが条例定数です。

標準法定数は、児童生徒の増減による学級数の変動や、文部科学大臣が定める加配定数の動向等により増減します。令和元年度は、小学校、中学校および高等学校では学校の統廃合、児童生徒数の変動等により、標準学級数が減少したため、定数が減少しました。特別支援学校では定数にほとんど変化はありませんでした。

県単定数は、小中学校全体では学校統合加配について、県単定数ではなく国定数で措置することとしたため1減となりました。県立学校では現業職員の定数整理等により、微減となり、県全体では定数が減少しました。

この結果、すべての校種において条例定数は減少しました。

（単位：人）

| | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | | 増 減 | | |
|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|------|------|------|
| | 法定数 | 県単定数 | 計 | 法定数 | 県単定数 | 計 | 法定数 | 県単定数 | 計 |
| 小学校 | 6,813 | 73 | 6,886 | 6,855 | 73 | 6,928 | △42 | ±0 | △42 |
| 中学校 | 3,608 | 69 | 3,677 | 3,642 | 70 | 3,712 | △34 | △1 | △35 |
| 高等学校 | 3,291 | 132 | 3,423 | 3,365 | 133 | 3,498 | △74 | △1 | △75 |
| 特別支援学校 | 1,233 | 51 | 1,284 | 1,232 | 53 | 1,285 | +1 | △2 | △1 |
| 合計 | 14,945 | 325 | 15,270 | 15,094 | 329 | 15,423 | △149 | △4 | △153 |

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

【少人数教育への対応】

（単位：人）

| | 種類 | 小学校 | 中学校 | 小中計 |
|--------------------------------|-----|-----|------|-------|
| 少人数教育のために配置している教員数 | 定数 | 348 | 203 | 551 |
| | 非常勤 | 163 | 80 | 243 |
| 小学校1・2年生、中学校1年生の少人数学級活用分（上記内数） | 定数 | 107 | 43 | 150 |
| | 非常勤 | 0 | 20.5 | 20.5 |
| 少人数授業や他学年での学級編制活用分（上記内数） | 定数 | 241 | 160 | 401 |
| | 非常勤 | 163 | 59.5 | 222.5 |

【特別支援教育への対応】

○通級

| | |
|------|---|
| 内容 | 県内の各地域の拠点となる学校に通級指導教室を設置し、通級指導を行う教員を配置する。 |
| 配置状況 | ・ 小学校 . . . 国定数：56人、県単臨：9人 ・ 中学校 . . . 国定数：7人、県単臨：2人 |

○特別支援非常勤

| | |
|------|--|
| 内容 | 特別支援教育コーディネーターの職務の遂行を支援するため、特別支援学級の在籍児童生徒が多い学校や地域の拠点となる学校に対し、非常勤講師を配置する。 |
| 配置状況 | ・ 非常勤（週9時間） 小学校：106人 中学校：45人 |

【外国人児童生徒教育への対応】

| | |
|------|--|
| 内容 | 日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の拠点となる学校に教員を配置するとともに、巡回相談を行う教員を配置する。 |
| 配置状況 | ・ 小学校 . . . 国定数：48人、県単臨：15人、 非常勤（週9時間）：49人、巡回相談員（県単臨）：3人 ・ 中学校 . . . 国定数：18人、県単臨：4人、 非常勤（週9時間）：19人、巡回相談員（県単臨）：10人 |

2 教職員が働きやすい環境づくり

（1）取組状況

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」の施策の一つとして「教職員が働きやすい環境づくり」を掲げ、教職員が子どもたちと向き合う時間が確保され、教育活動に意欲的に取り組めるよう、総勤務時間縮減に係る指針の策定、すべての教職員の時間外労働時間と休暇取得日数の把握に取り組んでいます。また、勤務時間諸制度の整備、総勤務時間縮減取組の事例集配布、長期休業中に会議を行わない期間の設定、学校現場における事務負担軽減のための調査や会議等の見直し、各学校の安全衛生体制の整備などを進めてきました。

平成30年度は、各学校で時間外労働の縮減時間および休暇取得の増加日数と、月80時間を超える時間外労働者の削減人数の目標を定めるとともに、すべての公立学校が統一して取り組む3項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）を設定して、市町等教育委員会や各学校と一体となって総勤務時間の縮減に取り組んだところです。

【時間外労働時間等の現状】

教員 1 人あたりの月平均時間外労働時間【月平均時間】 (単位：時間)

| | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 23.03 | 23.36 | 24.10 | 25.27 | 28.89 | 28.84 |
| 中学校 | 38.32 | 39.55 | 40.19 | 40.68 | 46.44 | 44.25 |
| 小中全体 | 28.49 | 29.13 | 29.84 | 30.73 | 35.06 | 34.18 |
| 県立学校 | 17.60 | 17.61 | 18.27 | 18.34 | 19.29 | 19.17 |

月 80 時間を超える時間外労働者の延べ人数と全職員に対する割合

(単位：人／%)

| | H29 年度 | H30 年度 |
|------|---------------|---------------|
| 小学校 | 1,995 (2.3%) | 1,989 (2.3%) |
| 中学校 | 6,974 (14.9%) | 5,508 (12.0%) |
| 小中全体 | 8,969 (6.8%) | 7,497 (5.7%) |
| 県立学校 | 2,518 (4.7%) | 2,435 (4.5%) |

(2) 学校における働き方改革について

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分に確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことをめざして進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について」が制定され、平成 31 年 1 月 25 日に通知されました。サービス監督権者である各教育委員会は、所管内の公立学校の勤務時間の上限に関する方針等を速やかに策定することとされています。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会)をふまえ、各教育委員会および各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるものとして、平成 31 年 3 月 18 日付「学校における働き方改革に関する取組の徹底」が文部科学事務次官から通知されました。

(3) 今年度の取組について

令和元年度は、平成30年度に引き続き、総勤務時間の縮減に向けて、時間外労働の縮減時間および休暇取得の増加日数と、月80時間を超える時間外労働者の削減人数の目標の設定と、すべての公立学校が統一して3項目に、市町等教育委員会や各学校と一体となって取り組みます。

県教育委員会は、国のガイドラインに基づき、県立学校を対象とした方針等の策定と、方針等の実現に向けた取組を検討し、市町等教育委員会には検討状況を含めた情報を提供することとしています。

方針等の策定に伴う具体的な取組については、現在の目標設定や統一項目の取組をふまえ、県および市町等教育委員会と学校が一体となった取組となるよう検討することとしています。

3 教職員の健康管理について

(1) 現状と課題

教職員のメンタルヘルス対策としては、教職員自身や管理職員が心の健康について正しい認識を持つとともに、心の健康の保持増進とそれを推進するための環境づくり、心の不調への早期の気づきと対応、そして心の不調からの回復と職場復帰への適切な支援による再発防止が大切です。

本県における教職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、平成29年度は0.65%（在職者数15,170人のうち99人）となっており、平成25年度はやや減少したものの、ここ数年間は全国平均を上回る水準となっています。最近の傾向として、職場の環境が変わる異動して一年目や新規採用職員にメンタル不調になる教職員が増えており、対応が必要となっています。

三重県および全国の教職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：％）

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 三重県 | 0.63 | 0.54 | 0.59 | 0.65 | 0.65 | 0.65 |
| 全国 | 0.54 | 0.55 | 0.55 | 0.54 | 0.53 | 0.55 |

(2) 今後の取組

- 心の健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象として実施します。

今年度から新たに、異動して一年目や新規採用職員と産業医との面談の機会を設けるよう取り組むこととし、メンタル不調の予防に努めます。

- ・ 心の不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。
- ・ 職場復帰への適切な支援と再発防止の取組については、休職者の復職支援として、「リワーク支援専門員派遣事業」を実施し、職場復帰訓練中から復職後概ね1年間、臨床心理士による復職者への面談および所属長への助言を行うことにより、再発防止を図ります。
今年度から新たに、休職に入る前の病気休暇者も対象に加えることで、長期化して病気休職となることを防止するよう努めます。
- ・ 職員のストレスへの気づきや職場環境の改善等を通じて、メンタル不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての県立学校で実施しています。小中学校においても、実施義務のある教職員50人以上の学校に加え、その他の学校においても実施するように市町等教育委員会に働きかけたところ、平成30年度はすべての学校で実施されました。
今後も、すべての学校での実施と、「ストレスチェック」の集団分析結果の活用等について働きかけることで、教職員自身のストレスへの気づきを促すことによりメンタル不調を未然に防止するとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

5 コンプライアンスの推進について

昨年度、教職員によるわいせつ行為、飲酒運転などの重大な不祥事が相次ぎ、児童生徒や保護者をはじめとする県民の学校教育に対する信頼が大きく揺らいでいます。

このため、平成31年1月に、「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」を策定し、3月には、これまでの不祥事の事案について、発生に至るまでの経過をたどり、問題の根本はどこにあるのか、それぞれの場面でどのような対応をとるべきであったのかを分析し、その対応策を「不祥事の分析および対応策（別紙）」としてとりまとめました。

この分析および対応策を県立学校に周知するなど、県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶とコンプライアンス意識の向上への取組を繰り返し伝えていくところです。

また、各市町等教育委員会に対しては、市町等教育長会議において県教育委員会の取組を参考に、不祥事根絶に向けたより実効性のある取組を、それぞれが主体的に進めるよう依頼したところです。

これらの取組をはじめ、不祥事の根絶に向けた取組状況は、以下のとおりです。

1 研修用事例シートの作成

3月にとりまとめた「不祥事の分析および対応策」をもとに、「児童生徒へのわいせつ行為」、「飲酒運転」、「体罰」、「個人情報紛失」の4つの事例について、それぞれ事例シートを作成し、県立学校に配布しました。

この事例シートを活用して、各学校においてコンプライアンス・ミーティングを実施し、教職員一人ひとりに、各事例に至った原因・背景は何か、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設けています。

2 SNSの使用のありかたについてのルール策定

児童生徒とのSNSの使用のあり方については、職務とは関係のないSNSのやりとりを行わないよう、これまでも周知しているところですが、学校教育において適切な使用ができるようルールを策定することとしています。

現在、ルール策定のためのワーキング・グループを立ち上げ、SNSの使用のあり方について検討しているところです。

3 県立学校長による学校における行動計画

学校の特性や課題をふまえ、校長が策定した不祥事根絶に係る行動計画（「信頼される学校であるための行動計画」）に基づき、学校ごとに取組を進めています。

各校の行動計画については、全県立学校で共有するとともに、各校においてPTA総会等において保護者への説明を行っています。

各校が策定した行動計画については、校長の期首面談などの場を用いて、取組状況を聴き取り、進捗状況の確認と必要な助言を行い、より実効的な取組にします。

4 初任者研修および年次別研修

4月の第1回初任者研修において、コンプライアンスについての研修を実施するとともに、初任者に対して、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。

また、教職6年次研修等においても、コンプライアンスについての研修を実施し、教員としてあるべき姿を改めて考え直させる機会を設けています。

5 管理職選考試験

今年度実施の管理職選考試験から、コンプライアンスや不祥事根絶のためにこれまでに実践した取組および管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させ、新任管理職研修で振り返る機会を設けます。

6 校長による教職員面談・相談

健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援します。

不祥事の分析および対応策

学校での児童生徒へのわいせつ行為、飲酒運転、交通事故、体罰、個人情報について、発生に至るまでの経過をたどり、問題の根本はどこにあるのか、それぞれの場面でどのような対応をとるべきであったかを詳細に分析しました。

(1) 児童生徒へのわいせつ行為

【事例】

A

- 生徒は、SNSで個人指導をAに依頼し、日程調整等の連絡をした。
- 生徒が他の生徒に個人指導を受けていることを知られたくないことを理由に、Aは、他の生徒が帰宅した後、2人きりの小部屋で個人指導を行った。
- 個人指導後、生徒の帰宅時間が遅くなるため、Aは自家用車で生徒を自宅近くまで送った。
- Aは自家用車で生徒をAの自宅に連れて行き、Aの自宅においても個人指導を行った。
- Aは個人指導後、生徒の相談を受けるなかで、生徒の頭をなで、その後、身体的接触を行った。

B

- 挨拶等を通じて生徒と会話をするようになったBは、生徒から電話番号を教えてもらっていた。
- 週休日のある日、Bは、電話で生徒を学校に呼び出し、2人きりの小部屋に生徒を招き入れた。
- 話をしているうちに、Bは、生徒に身体的接触を行った。生徒は驚いたが拒否することができなかった。
- Bは小部屋を何度も出入りしたが、生徒はBに黙って出て行くことへの恐れもあり、小部屋を出ることはなかった。
- Bは、何度か小部屋に戻るたび、生徒に身体的接触を繰り返した。

【分析】

- ・ スマートフォンや携帯電話の普及により、児童生徒からの悩みや相談にSNSやメールが用いられるようになり、教職員と児童生徒が1対1の関係で、教職員が児童生徒から連絡を受け、教職員からも安易に連絡できる環境にある。
- ・ 児童生徒から相談を受けた教職員が、自分だけが信頼されていると錯覚し、一人だけで対応している。

【対応策】

- ・ 児童生徒から相談を受けた教職員は、管理職への報告や他の教職員に情報共有を行う。また、対応策については複数の教職員で協議・検討し、管理職に対応結果の報告を行う。

- ・ 学校においては、複数の教職員が児童生徒の指導に関わり、児童生徒の相談に応じることができる環境をつくる。
- ・ 児童生徒に対し、1対1の指導が必要な場合は、部屋のドアを開けたままにしておくなど、密室の状態になることを避ける。
- ・ 児童生徒を教職員の自家用車には同乗させないこととし、やむを得ない場合には必要な手続きを行う。
- ・ SNSやメールで児童生徒と公務上必要な連絡以外を行わない。また、公務で必要がなくなった個人情報はややくに削除する。

(2) 飲酒運転

【事例】

A

- 車を学校に駐車し、タクシーで懇親会場へ向かった。
- 懇親会前に食事をし、生ビールを2杯飲んだ。
- できれば朝までに家に帰りたい用事があり、懇親会では、これ以上飲酒をせず、翌朝に一度帰宅するという考えに変わった。
- 懇親会が進むにつれ、場の雰囲気を変えてはいけないと思い、翌朝に帰宅することを諦め、飲酒を続けた。
- 学校まで送ってもらった後、車内で10分程度眠った。
- 目が覚めた際、帰宅しなければという衝動に駆られ、飲酒運転であることを自覚したまま車を運転し、物損事故を起こし、酒気帯び運転で逮捕された。

B

- 午後8時30分頃から午後11時30分頃まで、自宅で夕食をとりながら、焼酎約150mlを飲酒した。
- 翌朝午前5時頃に起床し、アルコールが残っているという認識のないまま、朝食を買いに行くため、車を運転した。
- 朝食を買い終え、帰宅途中で警察車両に停車を求められた。酒気帯び運転にて検挙された。

【分析】

- ・ 車を飲酒後に運転ができる場所に駐車し、飲酒により正常な判断ができない状態で車に乗り込んでいる。
- ・ 懇親会に飲酒しなければならないような雰囲気がある。
- ・ 帰宅するかどうかわざらながら飲酒を行っている。
- ・ アルコールの分解に対する認識に甘さがある。

【対応策】

〔飲酒前〕

- ・ 「車で出勤しない」等、飲酒後に運転ができない状況を予めつくっておく。
- ・ 「送迎を依頼する」「宿泊施設を予約する」等、飲酒後の帰宅までの行動を決めておく。
- ・ 参加者は、事前に帰宅方法や宿泊予定等をお互いで確認する。

- ・ 飲まなくても参加しやすい雰囲気をつくり、体調やスケジュールに応じた参加ができるようにする。
- ・ 飲酒中は正常な判断ができないことがあることを忘れない。
- ・ 飲酒の状態によっては、アルコールが翌朝まで残る場合があることを認識し、飲酒量や時間帯を考える。

〔飲酒後〕

- ・ 飲酒後の車内での仮眠等、判断力が低下した状態で、飲酒運転につながるおそれがあるような状況をつくらない。

(3) 交通事故

【分析】

〔運転前〕

- ・ 子どもを送迎する予定があり、帰宅を急ぐ気持ちがあった。
- ・ 渋滞を避けるため、カーナビゲーションに従い、街灯のない不慣れな道路を走行することとした。

〔運転中〕

- ・ 普段、この横断歩道を通行している人をあまり見かけたことがなく、自転車が来ないと思い込んで運転していた。
- ・ 左右の見通しがよく、朝の通勤時間帯以外は、車はほぼ通行しない道路であったため、進行してくる車両はないものと思い込み、油断していた。
- ・ 走り慣れた道路で、自分の運転を過信していた。
- ・ 停止して左右の状況を確認し、カーブミラーも確認したつもりでいたが、横断歩道を横断していた自転車に全く気付かなかった。
- ・ 時間に余裕がなく、いつも行っている周囲の安全確認を十分に行わなかった。
- ・ 仕事のことを考えていたため、運転に集中していなかった。
- ・ 周囲が暗く、対向車線に右折を待つ車がいたため、前方からの直進車が来ないかを確認することに気をとられ、横断歩道への安全確認がおろそかになっていた。
- ・ 長時間の運転で疲れていた。

〔事故後〕

- ・ 救急車を呼ぶことや、警察への報告を行わず、当初の目的地に向かった。
- ・ 警察からの連絡を受けて初めて管理職に連絡を行った。

【対応策】

- ・ 分析の内容をふまえ、交通事故はいつでも誰にでも起ることを念頭に置き、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転を行い、事故防止を徹底する。
- ・ 万が一交通事故を起こした場合は、軽微なものであっても被害者の救護、警察への報告、管理職への報告を必ず行うことを徹底する。

(4) 体罰

【事例】

A

- 指導を繰り返したがプレーに改善がみられなかった部員、同じミスを積み重ねた部員をそれぞれ叩いた。
- 学校の規則を守らず眉毛を剃って登校した部員、学校周辺住民への態度が悪かった部員をそれぞれ叩いた。

B

- 児童が提出物を出さない理由が言えないことに対し、答えるまで教室の後ろで立つよう指示し、約2時間立たせ続けた。その後、さらに1時間以上立たせ、その間給食を食べさせなかった。
- 後日、別の児童を約3時間立たせることにより、約1時間給食を食べさせなかった。

C

- カゴに入れてあった衣服が散乱していたことから、児童がカゴを投げたと思ひ込み、衣服を拾わせようと押したところ、倒れて顔面を打ち付け怪我を負った。
- 児童の怪我に気付いた教員や保護者に対して、児童が投げたカゴが壁に跳ね返り顔に当たると虚偽の報告を行い、管理職への報告を行わなかった。

【分析】

- ・ 「叩く」ことは体罰であると認識していたが、児童が言葉での指導に従わなかったため、怒りを抑えられなかった。
- ・ 自分の「〇〇するべき」という考えが強く、児童生徒の言動に対する許容範囲が狭かった。
- ・ 「長時間立たせる」などの行為が体罰にあたるという認識が低かった。
- ・ 懲戒処分となることを恐れ、管理職に事実を正しく伝えなかった。

【対応策】

- ・ 一時の感情で行動せず、場所を変える、少し時間をおくなどして冷静に児童生徒の指導にあたる。
- ・ 指導が困難な児童生徒に関しては、教員個人で抱えこまず、管理職や他の教員等へ報告・相談する。
- ・ 万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告する体制を学校内に構築する。

(5) 個人情報の紛失・漏洩

【事例】

A

- 自宅で授業の準備を行うため、校長の許可を得ないまま生徒の個人情報が入ったUSBメモリを持ち帰った。
- USBメモリはそのうち出てくるだろうという考えから、すぐに管理職に紛失したことを報告しなかった。

B

- インターネットメールを用いて、非常勤講師への連絡事項の送信をしようとしたところ、宛先の確認を怠ったため、生徒の保護者にもメールが配信されてしまった。
- メールに添付したファイルには、生徒の個人情報が含まれていた。

C

- スマートフォンの紛失に気付き、校長には報告を行ったものの、使用停止などの対応は行わなかった。
- セキュリティー機能を使用していなかったため、拾得者により、スマートフォン内にある個人情報が悪用された。

【分析】

- ・ そもそも「個人情報」の重要性に対する意識が低い。
- ・ 学校外に個人情報の入ったUSBメモリを持ち出す際に必要な手続きが、校内で徹底されていなかった。
- ・ 管理職にすぐに報告を行わないなど、個人情報を紛失したという危機意識が欠如していた。
- ・ 宛先や、添付ファイルに生徒の個人情報が含まれているかどうか確認しないなど、メールを送信する際の確認事項が徹底されていなかった。
- ・ スマートフォンから個人情報が漏洩するという認識が甘かった。

【対応策】

- ・ 個人情報が漏洩した場合の被害や影響が甚大になることを改めて認識する。
- ・ 個人情報は校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得るなどのルールを徹底する。
- ・ インターネットメールで個人情報を送信しない。また、送信前には宛先に間違いがないか、添付ファイルに個人情報が含まれていないか必ず確認する。
- ・ 個人情報の紛失や漏洩に気付いた際には、すぐに管理職に報告を行う。
- ・ 個人情報を登録したスマートフォンなどは、セキュリティー機能を利用し、万が一紛失した場合は、ただちに使用停止の対応をとるなど、情報の漏洩を防ぐ手立てを講じる。

6 障がい者雇用について

県教育委員会では、平成31年3月に「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」をとりまとめ、障がい者に対する理解促進や、障がい者一人ひとりに応じた業務や勤務形態、サポート体制の整備等により、障がい者である教職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

1 推進方策に基づく取組

(1) 障がい者に対する理解

【所属長を対象とした研修会の実施】

- ・4月1日付で新たに障がいのある職員が配属された所属長を対象に、三重労働局の協力を得て精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を4月に開催し、障がい種別ごとの特性や基本的な配慮事項などについての研修を実施しました。
- ・5月の第1回新任校長研修会において、障がいの社会モデルの考え方や障がい者雇用に関する法令、障がい者雇用制度について理解促進を図りました。

【職場における理解促進】

- ・所属長は、障がいのある職員と定期的に話し合いを行い、障がいの状況や必要な配慮事項を把握するとともに、本人の意向もふまえ、職員会議などで他の職員と障がいについての情報を共有します。特に精神障がいや内部障がいなどは、周囲に分かりにくいという特性に留意していきます。

【児童生徒や保護者の理解促進】

- ・各学校の状況に応じ、児童生徒には授業や総合的な学習の時間、特別活動などを活用し、保護者には保護者会やPTA活動を活用し、障がい者に対する理解促進の取組を進めていきます。

【各学校の取組の共有】

- ・各学校における障がいのある職員に関する情報共有の状況や配慮事項などを共有していきます。

【教員志望の学生への取組】

- ・教員志望の学生を対象とした説明会を5月に開催し、障がいのある教員を講師に招き、業務内容や職場環境などを分かりやすく伝えました。

(2) 障がいのある職員一人ひとりに応じた業務

【職場での能力の発揮】

- ・障がいのある職員が担当する業務を特定の業務に固定したり限定したりせず、一人ひとりの適性に応じて能力が発揮できるよう、各職場でコミュニケーションを図り、本人の意思を確認しながら、担当業務の見直し、ICT機器の活用など業務の進め方の工夫、複数職員による協力・対応を行っていきます。

- ・精神障がい者は服薬などの配慮が必要であることや、知的障がい者は見通しを持ちやすい仕事が適しているなどさまざまなケースがあることをふまえ、本人の状況に応じて業務を工夫していきます。
- ・配属当初には、必要に応じて専門機関のアドバイスも得て取り組んでいます。

【業務への参画意識】

- ・児童生徒の学習を支えるチームの一員として、授業準備のサポートや学習プリントの印刷を担うなど、仕事の目的を明確にしてやりがいを感じられるよう業務を構築しています。

【各学校の取組の共有】

- ・障がいのある職員が置かれている状況に応じて業務分担などを工夫した各学校の取組事例を共有していきます。

(3) サポート体制の整備

【共に働きやすい職場づくり】

- ・各所属長は、日常的な意見交換や日々の業務報告、座席配置の工夫など、相談や話しやすい環境を整備し、障がいの有無にかかわらず共に働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

【職場での相談体制】

- ・障がいのある職員が担当する業務の実施や他の職員との連携をスムーズにするため、職員をサポート者として位置付け、困ったときに迷わず相談できるようにします。

【非常勤職員への採用当初での説明とアドバイス】

- ・採用当初に、各所属長から業務内容や服務規程、今後の任用などについて説明するとともに、三重労働局や三重障害者職業センターなどの協力を得て、業務内容や不安な事項について専門家からアドバイスを受けています。

【相談窓口の設置】

- ・4月に障がい者雇用に関する相談窓口を教職員課に新たに設置しました。

【意見交換会の実施】

- ・障がいのある職員の意見交換会、サポーターや所属長の意見交換会に加え、状況に応じ、障がいのある職員、サポーター、所属長の意見交換会を実施し、各学校での取組や課題を共有していきます。

【施設等の整備】

- ・エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など施設や設備面での必要な整備について、障がい者の置かれている状況をふまえ検討していきます。

(4) 障がいのある職員一人ひとりに応じた働き方

【円滑な業務を行うための体調の維持】

- ・業務を円滑に進めるための体調が維持できるよう、通院のための業務割振りを工夫するとともに、服薬の時間確保や体調不良時における休息、休暇の取得が行いやすい職場づくりに努めています。

【柔軟な勤務形態の検討】

- ・1日の勤務時間の短縮や、1週間の勤務日数の削減、始業時刻の繰上げ・繰下げなど、障がい者が置かれている状況に応じた勤務制度について、検討を進めています。
- ・ICTなどを活用した在宅での業務など、障がい者が置かれている状況に応じた多様な働き方について、検討を進めています。

(5) 教員の雇用拡充

【広報活動】

- ・障がいのある教員が学校で働いている姿をホームページやパンフレットで紹介するとともに、採用担当者が大学を訪問する際、障がいのある教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝えるなどの広報活動を行いました。
- ・高校生に、教員を志願するきっかけとしてもらえるよう、障がいのある教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝えていきます。

【受験資格の見直し】

- ・「介助者なしに職務を遂行できる」という項目を削除し、介助者の必要な採用者には、県教育委員会が介助者を確保するとともに、具体的な介助の方法や職務遂行上の配慮について聴き取りながら対応することとしました。
- ・障がい者を対象とした特別選考を受験する者が、それ以外の他の特別選考の申込資格を併せて満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目による受験が可能としました。

【特別選考の採用予定数の明示】

- ・障がい者を対象とした特別選考の採用予定数を「約10名」と明示しました。

【新たな形態での任用】

- ・フルタイムでの勤務が困難な場合は、非常勤講師等の短時間の勤務形態での任用が行えるよう取り組んでいます。
- ・知識や経験を生かし、学校で働く意欲のある障がい者について、教育職員免許状を有していない場合は、臨時免許状を発行するなど、一定期間教員として任用することを検討していきます。
- ・臨時免許状を発行して任用した教員について、任用期間に応じて免許状取得に必要な単位数を減じることができる制度を活用した免許状取得を促進し、正規採用への受験につなげていきます。

(6) 推進方策の実施状況の確認

【各所属からの報告】

- ・障がいのある職員が新たに配属された所属から勤務の状況を確認し、特に必要な場合は、所属長やサポーターと連携して、必要な方策を協議し対応しています。
- ・配属から6か月経過した時点で、所属長からその後の職員の状況や推進方策にかかわる取組状況について文書で報告を受けます。

【取組の検証】

- ・各所属からの報告や、意見交換会での意見に基づき、障がい当事者、関係部局および三重労働局などの専門機関の協力を得て、検証を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

2 障がいのある教職員の状況調査

県教育委員会では、毎年6月に実施している状況調査について、調査方法の見直しを検討しています。

厚生労働省から平成31年3月に出された「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」をふまえ、所属長が手帳を直接確認することや、確認書類として障がい者手帳の写しを保存するなど、新たな手法によりの的確に調査を実施することとしています。

7 小中学校教育の推進

平成29年3月31日に幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂され、新幼稚園教育要領は平成30年度から、新小学校指導要領は令和2年度から、新中学校指導要領は令和3年度から施行されます。

特に、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化、小学校プログラミング教育の必修化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を計画的に実施していく必要があります。

1 道徳教育の充実

「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことが求められていることから、「特別の教科 道徳」の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 道徳教育アドバイザーを学校等へ派遣し、効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行います。（1校あたり3回程度。13市町に派遣予定。）
- ② 実践推進校等を指定し、市町教育委員会と連携して先進事例を普及・啓発します。（実践推進地域：桑名市、四日市市、松阪市、名張市）
- ③ 各市町道徳教育担当指導主事等を対象とした道徳教育推進会議、校長研修会等で、道徳教育の充実に向けた取組について、情報交換および協議を行います。

2 外国語教育の充実

新学習指導要領では、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することをめざし、小学校中学年で外国語活動が導入され、高学年では教科としての外国語科が導入されます（令和2年度全面実施）。また、中学校では、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことが基本になります（令和3年度全面実施）。これをふまえ、外国語活動、外国語科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 教員の指導力を向上するため、英語教育推進リーダーによる指導力向上研修などの各種研修を実施します。
- ② 平成30年度の実践成果をまとめた小学校英語の指導資料を配付し、取組の成果を普及します。
- ③ モデル校を指定し、小学校英語の指導法の検証および評価の在り方について研究を行うとともに、公開授業の実施により研究成果等を普及します。
- ④ 新学習指導要領で求められる英語力をふまえた中学校英語のワークシートを作成し、活用を推進します。
- ⑤ 郷土に愛着や誇りをもつとともに英語による発信力を向上するため、ふるさとについて英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」の開催や、「Let's Talk About Mie～ふるさと三重英語教材～」の活用を推進します。

3 プログラミング教育の円滑な実施に向けた対応

小学校において、各教科等の特質に応じて、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を実施することにより、プログラミング教育が必修（令和2年度実施）となることから、以下の取組を進めます。

- ① 指導者育成研修を実施し、各市町で指導的役割を果たす教員を育成するとともに、プログラミング教育の教材の研究・開発を進めます。研修受講者による研修会や公開授業の実施により、実践事例を普及します。
- ② 市町等において中核的な役割を担う校長や市町等教育委員会の担当者を対象にした研修会「プログラミング教育明日会議」を開催します。
- ③ 県内各校の教育課程における位置づけや指導計画等を把握し、市町等教育委員会で情報共有し、必要に応じて指導、助言を行います。

4 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

新幼稚園教育要領において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されました。さらに、幼稚園教育と小学校教育の連携が重視されています。これらことから、以下の取組を進めます。

- ① 平成30年度に実施した4市町の実践研究幼稚園における取組をふまえた効果的な実践事例を普及し、市町と連携しながら「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の活用を進めます。
- ② 重点市町を指定して、幼児教育普及員を派遣し、効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続について指導・助言を行い、各市町における就学前教育の質の向上に係る取組を支援します。
- ③ 就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの活用を促進します。

8 学力の向上等

I 学力の向上

子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢の拡大につながります。子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら学び、自らの希望と未来を支える学力を身に付けられるよう、平成28年度から「主体的・協働的に学び行動する意欲」の育成、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の推進の3つを柱とする「みえの学力向上県民運動セカンドステージ」の取組を進めています。今後も学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力の向上に取り組めます。

1 現状と課題

(1) 平成30年度全国学力・学習状況調査結果の教科に関する結果

※単位：% () の数値：全国との差

- 平成30年度の全国学力・学習状況調査では、小中学校を合わせて全国の平均正答率を上回ったのは、10教科中1教科（中学校数学A）にとどまりましたが、小学校では、昨年度に比べ「国語A」「算数A」で全国の平均正答率の差が改善され、中学校では、小学校6年生時と比べ「国語A」「数学A」「理科」で全国の平均正答率との差が改善されました。一方で、小学校国語では、「引用したり要約したりして書くこと」「根拠に基づいて自分の考えを書くこと」、算数・数学では、「割合」「図形」において経年的に課題が見られます。

| 小学校 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 国語A | 68.0(-2.0) | 71.7(-1.2) | 73.6(-1.2) | 70.1(-0.6) |
| 国語B | 65.3(-0.1) | 58.1(0.3) | 57.0(-0.5) | 53.6(-1.1) |
| 算数A | 74.8(-0.4) | 78.3(0.7) | 77.4(-1.2) | 62.8(-0.7) |
| 算数B | 44.1(-0.9) | 47.1(-0.1) | 44.6(-1.3) | 50.1(-1.4) |
| 理科 | 59.2(-1.6) | — | — | 58.8(-1.5) |

| 中学校 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 国語A | 75.0(-0.8) | 74.4(-1.2) | 76.9(-0.5) | 75.3(-0.8) |
| 国語B | 64.3(-1.5) | 64.3(-2.2) | 70.7(-1.5) | 59.7(-1.5) |
| 数学A | 64.3(-0.1) | 62.2(0.0) | 65.3(0.7) | 66.6(+0.5) |
| 数学B | 40.6(-1.0) | 43.2(-0.9) | 47.3(-0.8) | 45.7(-1.2) |
| 理科 | 51.9(-1.1) | — | — | 66.0(-0.1) |

(2) 学校の組織的な授業改善の取組

- 「児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している」との質問に、肯定的に解答している小中学校の割合は、昨年度より増加し、9割を超え、小学校は全国平均を上回る状況にあります。

*PDCAサイクルの確立（肯定的な回答）

| | H28 | H29 | H30 |
|----------|------------|------------|------------|
| 学校質問紙(小) | 86.0(-2.5) | 89.6(-1.9) | 95.5(0.6) |
| 学校質問紙(中) | 87.5(1.2) | 84.7(-3.1) | 90.5(-2.6) |

- ・「全国学力・学習状況調査の自校の分析結果について、調査対象学年・教科だけでなく、学校全体で教育活動を改善するために活用した」との質問に、肯定的に回答している小中学校の割合は約98%で、中学校は昨年度より増加し、小中学校ともに全国平均を上回っています。

*分析結果の活用（肯定的な回答）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 学校質問紙(小) | 98.1(2.3) | 97.6(0.6) | 98.9(2.3) | 98.4(0.8) |
| 学校質問紙(中) | 94.4(1.2) | 95.5(0.7) | 94.2(-0.2) | 97.5(1.4) |

- ・「校長の授業の見回り」については、「週2回以上」と回答した小中学校の割合は、全国平均を上回る状況が続いています。

*校長の授業の見回り（週2回以上）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 学校質問紙(小) | 95.4(2.3) | 98.2(4.0) | 96.6(2.1) | 96.9(1.8) |
| 学校質問紙(中) | 81.4(0.0) | 88.1(5.5) | 88.5(5.0) | 91.8(6.4) |

(3) 子どもたちの自尊感情・自己肯定感の状況

- ・「自分にはよいところがある」との質問に、肯定的に回答した児童生徒の割合は、過去4年間の中で最も高い状況ですが、小学校では全国平均を下回っており、中学校では、全国平均を上回っています。

*自分には、よいところがある（肯定的な回答）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 75.1(-1.3) | 75.5(-0.8) | 77.4(-0.5) | 83.4(-0.6) |
| 生徒質問紙(中) | 69.4(1.3) | 71.3(2.0) | 73.2(2.5) | 79.9(1.1) |

- ・「先生はあなたのよいところを認めてくれる」との質問に、肯定的に回答した生徒の割合は増加傾向が見られ、全国平均を上回る状況が続いています。

*先生はよいところを認めてくれる（肯定的な回答）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 児童質問紙(小) | — | 83.8(1.2) | 87.2(1.2) | 86.4(1.1) |
| 生徒質問紙(中) | — | 79.6(1.6) | 82.2(1.8) | 84.2(2.0) |

(4) 子どもたちの家庭における生活習慣・学習習慣・読書習慣

- ・「学校の授業時間以外に、普段（月曜日～金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、勉強しますか」との質問に、「1時間以上勉強している（平日）」と回答した児童生徒の割合は、昨年度より増加し、過去4年間の中で最も高い状況ですが、依然として全国を下回る状況です。

*平日の学校以外での学習時間（1時間以上）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 58.4(-4.3) | 60.4(-2.1) | 61.6(-2.8) | 62.7(-3.5) |
| 生徒質問紙(中) | 66.5(-2.5) | 65.2(-2.7) | 66.5(-3.1) | 67.5(-3.1) |

- ・「学校の授業時間以外に、普段（月曜日～金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、読書しますか」との質問に、「授業以外に10分以上読書をしている（平日）」と回答した児童生徒の割合は、昨年度より増加し、過去4年間の中で最も高い状況ですが、依然として全国を下回る状況です。

*平日の授業以外での読書時間（10分以上）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙（小） | 61.1(-3.1) | 62.4(-1.1) | 61.8(-1.5) | 64.4(-1.8) |
| 生徒質問紙（中） | 48.6(-3.6) | 46.4(-3.3) | 47.7(-3.7) | 49.6(-3.9) |

(5) 子どもたちの家族との対話

- ・「家の人と学校での出来事について話をしますか」の質問に対し、肯定的に回答した児童生徒の割合は、昨年度より増加し、過去4年間の中で最も高い状況ですが、依然として全国を下回る状況です。

*家の人との対話（肯定的な回答）

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙（小） | 78.6(-0.9) | 78.2(-1.0) | 77.6(-0.5) | 80.0(-0.5) |
| 生徒質問紙（中） | 73.4(-0.3) | 73.7(-0.4) | 74.0(-0.3) | 75.4(-0.6) |

2 今年度の取組

(1) 組織的・計画的で持続性のある学力向上の取組の推進

① 市町等教育委員会との連携

- ・学力向上の取組等において、授業改善の取組や学習内容の理解・定着につなげる取組が進められるよう、市町等教育委員会との連携による学校訪問を引き続き実施します。

② 教員研修等による説明

- ・市町等教育委員会で実施される学力向上に係る会議や所管する学校の学力向上推進担当教員を対象とした研修会に、市町等教育委員会の要請に応じて県教育委員会の指導主事等が参加し、取組内容等について説明します。
- ・「校長の授業の見回り」「めあての提示・振り返る活動」「全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの効果的な活用」「効果的な少人数指導」などを教職員研修に体系的に位置付け、授業改善の取組を進めます。
- ・各学校において学習指導要領をふまえた授業改善の取組が推進されるよう、実践推進校および県内公立小中学校教職員を対象に国の調査官を招へいし、授業公開を伴う実践的な研修会（小国、算、理、中国、数）を開催します。

③ 全ての教科における「文章を読み解く力・伝える力」の育成

- ・文章を読み解く力（読解力）・伝える力の育成に向け、各学年の系統性を意識し、より効果的な指導が行えるよう、指導資料を作成し、小中学校に提供します。

(2) 英語教育の推進

① 小学校外国語教育の早期化・教科化に向けた取組

- ・新学習指導要領の円滑な実施に向け、モデル校（小学校1校）を指定し、小学校外国語科の効果的な指導方法・評価の在り方について実践研究を行うとともに、実践の成果を普及するため、授業公開等を行います。
- ・各校で評価を含めた外国語教育に係る研修が進められるように、国の視学官を招へいし、県内全小学校から外国語担当者等が参加する研修会を行います。

② 中学校英語の授業改善に向けた取組

- ・言語活動の充実・移行期間における指導法や、指導と評価の改善等をテーマに、教科調査官等を招へいした演習を交えた研修を行います。また、英語の目標を具体化した学習到達目標である「CAN-DO リスト」を4技能（5領域）に更新するよう各中学校等へ依頼するとともに、その活用を促します。

③ 平成31年度全国学力・学習状況調査 中学校英語の分析と対応

- ・全国学力・学習状況調査の結果を受け、課題の見られた設問について指導のポイント・授業改善の取組を解説した資料を作成し、中学校に周知します。さらに、課題に対応したワークシート（学-Vivaセット）を作成し、中学校に提供します。

(3) みえスタディ・チェック、ワークシート等を活用した授業改善の推進

① みえスタディ・チェックの改善

- ・みえスタディ・チェック（1月実施）では、4月実施からの定着状況の確認や経年での比較検証できるよう、これまで出題した問題等を活用して、同一、同趣旨の問題で作成・提供し、各学校での子どもたちのつまずきの克服に向けた定着を図る取組につなげます。

② 学-Vivaセットの提供

- ・全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの分析結果をふまえ、課題に対する子どもたちの理解・定着状況が確認できるよう、当該学年で身に付けておくべき基礎からの標準的な問題を集めたワークシート集（学-Vivaセット）を全小中学校に提供（年3回：6月、11月、2月）します。

(4) 数学的思考力の育成に向けた取組

① 「育成カリキュラム」の提供

- ・教員が各学年での学習内容のつながりを意識して授業を展開できるよう、「わかる・できる育成カリキュラム（割合編）（図形編）」を小学校の新規採用教諭、常勤講師に配付し、研修会で内容や活用方法について説明します。

（平成30年8月：県内公立小学校全教員および中学校に配付済み）

② 小学校低学年からの数学的思考力を育成するWEB教材の活用

- ・小学校等においてWEB教材を活用したモデル校を順次拡大し、モデル校における実践研究を行うとともに、モデル校における実践研究の成果等をふまえて、民間企業と連携し、数学的思考力を育成するWEB教材の研究・開発を行います。

(5) 家庭・地域との連携

① コミュニティ・スクールおよび学校支援地域本部（地域未来塾）

- ・地域で学校の取組や子どもたちの学習への支援を行うコミュニティ・スクールや学校支援地域本部（地域未来塾）の取組がさらに進むよう、各市町の取組状況や効果的な事例の提供を行うとともに、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等により支援します。
- ・児童生徒の学習習慣の確立と学力の向上を図るための地域住民の協力による様々な学習支援活動の取組の工夫例について、引き続き情報を収集するとともに、各市町の取組について情報提供をしていきます。

② 全国学力・学習状況調査結果の公表による家庭との連携

- ・家庭と一層連携した取組を進めるためには、全国学力・学習状況調査結果の公表について、数値による公表だけでなく、学校の取組状況や改善状況を共有することが大切です。各市町、各学校の状況に応じた適切な方法で、家庭・地域に調査結果を公表、説明が行われるよう、「全国学力・学習状況調査の結果の公表について（調査結果の活用）」（公表モデル様式）を配付します。

（6）子どもの生活習慣・読書習慣の確立

① 生活習慣の確立

ア みえの親スマイルワークの普及

- ・子どもの生活習慣の確立を推進するため、研修会や交流会において、「みえの親スマイルワーク集」の活用を呼び掛けるとともに子どもの生活習慣について話し合う機会を持ちます。

イ 生活習慣・読書習慣チェックシートの実施

- ・県PTA連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組（年2回）を実施します。
- ・就学前の子どもたちが適切な生活習慣を身につけられるよう、幼稚園等が家庭と連携して取り組む「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を幼稚園等に働きかけます。

ウ スマートフォン等の適切な使用に向けた取組

- ・県教育委員会のホームページに、教職員や保護者等が活用できるよう、スマートフォンの特性や適切な使用方法についての資料を掲載するとともに、教職員の研修会等でインターネットトラブルへの対応方法について事例集をとおして周知します。

② 読書習慣の確立

- ・発達段階に応じた多様な読書活動を促し、読書習慣の形成、読書領域の拡大、読書量の拡充を図るため、読書に親しむきっかけづくりを行うとともに、読書の幅を広げるための取組を行います。
- ・家庭での読書活動への関心を高めるため、「家読（うちどく）」の取組を進めるとともに、成果を収集し、図書館や関係者等に情報提供します。

II 少人数教育

1 少人数教育の意義と形態

（1）少人数教育の意義

- ・教育を取り巻く課題が多岐にわたり、さまざまな配慮や支援が必要な児童生徒が増加しています。こうした中、確かな学力や豊かな心を確実に育むには、児童生徒の興味・関心や個性を大切にして、一人ひとりの特性や課題を十分理解した指導が不可欠であり、学校や児童生徒の状況に応じた指導体制や指導方法を工夫したきめ細かな指導が、一層重要性を増しています。
- ・新学習指導要領においても、「児童生徒が、基礎的・基本的な知識と技能の習得を含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ指導、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習などの学習活動を取り入れ、個に応じた指導の充実を図ること」とされています。

(2) 少人数教育の形態

① 少人数学級編制

- ・学級の人数を法の規定（小1は35人、小2～中3は40人）より少ない人数で編制

(例) 中学校1年生の人数が80人の場合

- ・法の規定では、「40人・40人」の2学級で、教員は法定数2人を配置
- ・本県は、独自に35人学級（下限25人）としており、「27人・27人・26人」の3学級となり、教員は法定数2人と加配定数1人を配置（中学校は教科担当の非常勤0.5人分も配置）

② 少人数指導

- ・学級の人数は変えずに、理解や習熟の個人差が生じやすい教科（算数・数学、国語など）を教員2人で指導したり、グループを分けたりして、個に応じてきめ細かく指導

ア ティーム・ティーチング（以下「TT」という。）

- ・法定数の担任1人に加え、加配定数又または非常勤を配置し、複数で授業を実施

イ 習熟度別指導

- ・児童生徒の理解・習熟の程度に応じ学習グループを分け、法定数の担任と加配定数(または非常勤)の教員それぞれが授業を実施

2 本県における少人数教育の推進

(1) 基本的な考え方

- ・少人数学級と特定の教科における少人数指導の両面で取組を推進
- ・生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意
- ・市町教育委員会、学校の実状に即した柔軟な対応に配慮

(2) 平成30年度取組と課題

① 少人数学級の取組

- ・小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、平成30年5月1日現在、小学校1年生では94.7%、2年生では90.8%の学級が30人以下となり、中学校1年生では94.1%の学級が35人以下となりました。また、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。

② 少人数指導の取組

- ・実践推進校において、授業での教員の役割分担、教員の経験や教科、単元の特性をふまえた指導形態や指導の工夫について実践研究を行いました。
- ・効果の検証から、より効果がみられた実践事例を「効果的な少人数指導推進ガイドブック vol. 2」としてまとめ、市町等教育委員会を通じて各学校に周知しました。
- ・今後、考える力や説明する力、書く力を育成する場面での役割分担や、習熟の違いに応じたコース別の課題設定等について、さらに研究を進めていく必要があります。
- ・小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、少人数指導の効果と課題、留意事項、実践事例等を示した「ガイドブック」を活用し、小学校72.5%、中学校74.5%で習熟度別指導を実施しました。

(3) 今年度の取組

新学習指導要領で求められる学びや本県の今日的な教育課題に適切に対応し、児童生徒一人ひとりが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、市町教育委員会と連携しながら、少人数学級と少人数指導の両面で行います。

① 少人数学級の取組

- ・小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消します。
- ・子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数を配置し、基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げを引き続き国に要望します。
- ・国において、平成28年度から令和2年度までの5年間、教育政策形成に関する実証研究の中で、「学級規模等の影響・効果」等の実証研究に取り組んでおり、こうした動向を注視するとともに引き続き、少人数学級の効果の確認に取り組めます。

② 少人数指導の取組

- ・効果的な少人数指導を推進するため、実践推進校に学力向上アドバイザー等を派遣し、以下の内容で実践研究を進め、その成果を、授業公開を伴う研修会をとおして普及します。

<実践研究の学年、教科、内容等>

○小学校5年生

算数（習熟度別指導）：習熟の違いに応じた課題設定や児童への支援方法

国語（TT）：記述を正確に読み取る力や根拠に基づき自分の考えを書く力を高める指導にあたっての役割分担

理科（TT）：実験等の結果について「考察する力」を高める指導にあたっての役割分担

○中学校2年生

数学（習熟度別指導）：習熟の違いに応じた課題設定や生徒への支援方法

- ・少人数指導の加配配置校において小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、引き続きその70%で習熟度別指導を実施します。

【参考資料】少人数教育推進事業の歩み

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19～H22 | H23 | H24～R1 |
|------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------------|---------|--------------------------------------|---|
| 小学校 | 1年生 30人学級 (下限25人) | 1・2年生 30人学級 (下限25人) | | | | 国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) | 国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級 解消 |
| 中学校 | — | — | 1年生 35人学級 (下限25人) | 1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施 | | | |
| 小学校 中学校 | 少人数授業等を実施するための教員配置 | | | | | | |

9 高校教育の推進

1 現状

本県の高等学校では、社会の変化や国の教育改革をふまえて、平成29年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」（別紙）に基づき、主体的・対話的で深い学びへの転換を進めることで、知識や技能の習得に加え、それらを活用する力を育むとともに、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、キャリア教育や、グローバル教育の推進など、社会とつながり社会で活躍できる力の育成に取り組んできました。

一方、グローバル化や、技術革新の急激な進展、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされています。

文部科学省では、高大接続改革として、高等学校教育、大学教育および大学入学者選抜の一体的な改革が進められています。高等学校教育改革においては、教育課程の改善を図るため、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が改訂されました。新高等学校学習指導要領は、令和4年4月に入学する生徒から適用されます。

2 新学習指導要領への対応

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

高等学校教育においては、大学入学者選抜に向けた対応から、小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちな場合があることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが指摘されていることから、各学校において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められています。

(2) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

各学校において、以下のことを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化に努めることが求められています。

- ・ 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・ 教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

3 理数教育の充実

(1) 新学習指導要領では、科学的に探究する学習活動を充実することが求められていることから、拠点校および協力校を定めて「みえ科学探究コンソーシアム」を組織し、探究的な活動の指導方法や評価方法を研究します。

(2) 各学校が取り組んできた探究的な活動の成果を発表・普及する場として「みえ科学探究フォーラム2019」を開催します。

- (3) 物理・化学・数学などの国際科学技術コンテストにチャレンジする生徒を支援するため、各分野の専門家を講師とする国際科学技術コンテスト強化講座を開催します。

4 外国語教育の充実

- (1) 外国語教育では、「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やりとり・発表〕」「書くこと」の力を総合的に育成することが求められていることから、生徒の英語使用環境をさらに創出するため、以下の取組を進めます。
- ① さまざまな分野の学習成果を英語でまとめたり、英語で発表したりする活動を推進します。
 - ② 英語によるディスカッションやディベートを行う「みえ未来人育成塾」を開催します。
- (2) 英語教員等の指導方法や評価方法の改善を促進するため、学校へ担当指導主事を派遣し、指導と助言を進めるとともに、以下の取組を進めます。
- ① 公開授業研究会を年間5回開催します。
 - ② 国事業・県事業の実践報告会や教員研修会を開催します。
 - ③ ALTを対象とした研修会を開催します。

5 キャリア教育・職業教育の充実

- (1) 社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を備え、地域への関心と愛着を持って将来地域社会で活躍する意欲ある生徒を育成するため、就業体験等の機会を積極的に設けるなど、キャリア教育を推進します。
- (2) 生徒が地域の魅力を発見し、地域の活性化につながる企画を提案、実践することで、地域で活躍したいという生徒の意欲を醸成する実践・研究を進めます。
- (3) これからの本県の食の担い手育成のため、生徒の食関連産業や地域の特産品、食材等への興味・関心を高め、企業と連携した商品開発や農産物の品種改良等の取組に係る実践・研究を行います。
- (4) 県内の農業高校5校では、国際水準のGAP（農業生産工程管理手法）認証を取得しました。本年度も引き続き農業学科の生徒が、将来、消費者に信頼される農業経営者および地域のリーダーになる力を身に付けられるよう、GAPに基づく教育を推進します。
- (5) 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、企業での研修や技術者による授業や大学での英語講座の受講等、高度で実践的な教育を実施しています。また、産業のグローバル化を感じ、国際的視野を広げられるよう、本年度も海外インターンシップを実施するとともに、高度な専門性を身に付けられるよう「協働パートナーズ」（専攻科の教育に協力いただく企業）と連携し、専攻科2年生ではデュアルシステム（長期企業実習）や修了研究に取り組みます。

6 主権者教育、消費者教育の充実

(1) 主権者教育

生徒が社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けられるよう、系統的、計画的な主権者教育を推進します。

(2) 消費者教育

自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、家庭科や公民科の授業等において、消費者庁作成の教材「社会への扉」の積極的な活用や各団体等と連携した授業の実施など、各学校の取組を推進します。

7 「高校生のための学びの基礎診断」、 「大学入学共通テスト」 への対応

(1) 「高校生のための学びの基礎診断」

「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着が図られるよう、各学校における生徒の基礎学力の実態把握と学習改善に向けた取組を支援します。

(2) 「大学入学共通テスト」

平成30年度に実施された試行調査（プレテスト）を活用し、その問題分析等から思考力・判断力・表現力等を育成するための学習・指導方法について実践研究に取り組みとともに、大学入学者選抜改革における英語の外部検定試験の活用に係り各学校への情報提供に努めます。

8 ICTを活用した教育の推進

これからの超スマート社会（Society5.0）に対応するために、AIやデータの力を最大限に活用しながら、さまざまな分野に展開できる人材の育成をふまえた取組が必要です。

文部科学省は、学校現場での教育用コンピューターや無線LANなどのICT環境整備が促進されるよう、令和4年度から世界最高速級の通信インフラであるSINET（サイネット）を、全国の公立小中学校・高校等に開放することとしています。これらをふまえ、協議会を設置し、産業界で求められるICT活用能力と、それを育むための教育内容について検討します。

9 地域で学び地域を活かす教育の推進

(1) 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業

これからの社会の変化に対応できる「生きる力」を育むことを目的とした「地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業」において、「地域みらいPBLパイロット校」（※）を指定し、地域の課題や産業を題材に探究的に学ぶ地域課題解決型キャリア教育を展開します。パイロット校には、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置し、地域住民や職業人とより深く関わる学習活動を実施します。

※パイロット校

白山高等学校、飯南高等学校、昴高等学校、南伊勢高等学校（南勢校舎、度会校舎）
鳥羽高等学校、志摩高等学校、水産高等学校、あけぼの学園高等学校、紀南高等学校

(2) 高校生地域創造サミット

高校生が、地方創生や地域活性化の重要性について理解し、地域のことを主体的に考え行動する意欲や地域とともに課題解決に取り組む姿勢を身につけることを目的として、平成29年度は南伊勢町、平成30年度は鳥羽市において実施しました。県内外から高校生が集い、さまざまなフィールドワークを通じて課題を認識したうえで討議して取りまとめた意見を、南伊勢町長、鳥羽市長にそれぞれ提言しました。

令和元年度は、紀北町で開催し、地方創生や地域活性化の重要性について深く考える機会とします。

(3) 小規模校の活性化の取組

1 学年2学級（3学級も準じる）の高等学校は、学校ごとに活性化協議会を設置し、3年間（平成29～31（令和元）年度）の取組期間を原則として、地元市町、産業界等の地域関係者と一体となって活性化を推進しています。取組の成果については毎年度検証を行い、3年経過後に、その後の方向性を検討します。

1 学年2学級の高等学校のうち、地域の協力による活性化の取組が困難な場合や地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等を考慮しても、近隣の高等学校との統廃合や分校化がよりよい教育環境を維持するうえで望ましいと考えられる場合には、統廃合等を視野に入れて活性化に係る協議を行います。

<平成30年度の取組例>

- 地域を学びの舞台とした探究活動として、連携型中高一貫教育を実施している中学校や「道の駅」と連携し、特産品「茶」を活用した「緑茶ラテアート」やオリジナルTシャツ等の企画・作成・販売を実施。
- 町との連携により度会茶を使ったスイーツの開発や、町の支援による公務員対策講座や役場でのインターンシップを実施するとともに、地元商工会と連携した校内での事業所説明会を開催。
- 課題解決力やコミュニケーション力を育むとともに地域への理解を深めるため、学校設定科目「地域産業とみかん」を開設し、御浜町等との協働により、特産品「みかん」の生産・流通・販売等を体験的に学習。

<令和元年度の取組>

引き続き地域関係者の協力を得て、少規模校人数の特性を生かした活性化に努め、その取組状況を地域に積極的にPRすることで、入学者数の増加に結びつくよう取り組みます。

また、今年度から始まる「地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業」を効果的に活用し、生徒にこれからの地域社会を担う力を育成するとともに、これまでの取組の成果と課題をふまえた活性化プランの改善により、活性化取組期間最終年度となる今年度において、各校の魅力の向上に結びつくよう取り組みます。

「県立高等学校活性化計画」の構成

次期計画のポイント

- ① これからの社会で必要とされる資質・能力を育む観点を重視し、次期学習指導要領で位置づけられる「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方を踏まえた取組を位置づけたこと
- ② 人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校活性化の取組に、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと
- ③ 2学級の高等学校については、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと

1 はじめに

2 県立高等学校をめぐる現状と課題

- (1) 社会の変化
- (2) 教育をめぐる動き
- (3) ニーズの多様化
- (4) 中学校卒業生数の減少

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

- (1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成
- (2) 生命を大切にする心を育み一人ひとりに応じた教育の実現
- (3) 人口減少社会における高等学校のあり方
- (4) 学校の組織力と教職員の資質の向上

4 県立高等学校活性化のための取組

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 新しい時代に求められる学びへの変革</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主体的で深い学びに協働して取り組む教育の充実 ② 生徒の成長を促す評価方法の改善 ③ カリキュラム・マネジメントを取り入れた学校教育の改善 ④ ICT活用による学びの充実 ⑤ 特別活動等の活性化 | <p>(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域を学び場とした教育の充実 ② 大学等と連携した教育の推進 ③ 産業界と連携した職業教育の推進 ④ 地域に根ざした防災教育の推進 |
| <p>(2) 社会とつながり貢献する力の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進 ② グローカル人材の育成 ③ キャリア教育の推進 ④ 学校の枠を越えた学びの充実 | <p>(5) 新しい学びと多様で専門的な教育を実践する教職員の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 授業力の向上 ② 多様な教育課題への対応 ③ 組織運営体制の強化による教育活動の質の向上 |
| <p>(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学びに向かう力を育む教育の推進 ② 特別支援教育の充実 ③ 定時制課程・通信制課程の充実 ④ 外国人生徒教育の充実 ⑤ 経済的に不利な環境にある生徒の支援 | |

5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 各学科の活性化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現状と課題 ② 各学科の活性化の方向性 | <p>(2) 県立高等学校の規模と配置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本的な考え方 ② 高等学校の規模と配置 |
|---|---|

10 外国人児童生徒教育の推進

1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。

さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

2 三重県の現状

日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、ここ5年間で380人(約20%)増加しています。また、公立小中学校(義務教育学校含む。以下同じ)における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は1.26%と全国で1位(平成28年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」をもとに県独自に算出。全国平均0.33%)となっています。

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 2,300人

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 小学校(人) | 1,213 | 1,280 | 1,275 | 1,373 | 1,447 |
| 中学校(人) | 464 | 490 | 536 | 516 | 565 |
| 義務教育学校(人) | — | — | — | 2 | 1 |
| 県立学校(人) | 243 | 225 | 247 | 265 | 287 |
| 合計(人) | 1,920 | 1,995 | 2,058 | 2,156 | 2,300 |

○在籍学校数 214校(公立小中学校)

平成26年度 199校(小:139校、中:60校)

平成30年度 214校(小:150校、中:63校、義務:1校)

○日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町数

平成26年度:17市町(外国人児童生徒の集住8市(※)に占める割合は94.7%)

平成30年度:15市町(外国人児童生徒の集住8市に占める割合は96.2%)

※ 桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市

○言語数 26言語(公立小中学校)

平成26年度:26言語

平成30年度:26言語

※26言語のうち、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語・フィリピン語、ビザイヤ語、中国語を母語とする児童生徒の割合が全体の約91.4%を占めています。

○言語別日本語指導が必要な公立小中学校児童生徒数

| | ポルトガル語 | スペイン語 | フィリピン語 タガログ語 | ビザイヤ語 | 中国語 | 左記5言語の全体 に占める割合 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|--------------------|
| 平成26年度 | 794人 (47.3%) | 421人 (25.1%) | 181人 (10.8%) | 115人 (6.9%) | 65人 (3.9%) | 93.9% |
| 平成30年度 | 865人 (43.0%) | 433人 (21.5%) | 337人 (16.7%) | 108人 (5.4%) | 97人 (4.8%) | 91.4% |

(公立小・中・高等学校及び特別支援学校における日本国籍を有しない外国籍者を対象とした「日本語指導が必要な児童生徒数調査」(平成30年5月1日現在))

3 今年度の取組

(1) 小中学校における取組

本県においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高い水準であることから、各市町において外国人の子どもの就学や学校への円滑な受入れ、進路保障のための取組が進められてきており、県としても、市町の取組を促進するための財政的・人的支援、先進的な市町における取組の情報提供、外国人児童生徒教育指導者養成研修等を実施します。

① 外国人の子どもの就学等についての取組

平成30年3月15日付け文部科学省通知「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」において、就学案内等の徹底や就学状況の把握、受入れ学年の決定等に関する取組の充実に一層努められるよう求められています。県としては、外国人の子どもの就学等についての取組や学校への円滑な受入れを各市町へ情報提供を行いながら、実施されるよう取り組んでいきます。

② 外国人児童生徒への指導の具体的な取組

県教育委員会では、外国人児童生徒教育を3つのステップで整理し、市町教育委員会等と連携しながら支援の取組を推進します。

<ステップ1>

日本語の初期指導が必要な児童生徒を受け入れる体制整備を支援

- ・拠点校の設置等による指導体制のモデル化
- ・コミュニケーションハンドブックの活用

<ステップ2>

日本語で日常会話が十分にできない児童生徒を対象とした日本語指導・適応指導の充実における支援

- ・外国人児童生徒巡回相談員による日本語指導が必要な児童生徒等への日本語指導等の支援(タガログ語対応の相談員を1名増員し、ポルトガル語対応7名、スペイン語対応2名、タガログ語対応4名の13名で対応)
- ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ・初期日本語学習教材の活用

<ステップ3>

学習活動への参加のために日本語指導が必要な児童生徒を対象とした教科指導の確立に向けての支援

- ・日本語指導と教科指導を統合したJ S L (Japanese as a second language)カリキュラムの活用

③ 進路保障

外国人児童生徒の多い7市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市）では、国の事業（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）を活用し、進路ガイダンス等の取組を進めます。

（2）高等学校における取組

- ① 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施
- ② 「高校進学ガイドブック」を作成し、三重県国際交流財団のWebページに掲載
- ③ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業の実施
 - ・外国人生徒教育の拠点となる高等学校に外国人生徒支援専門員2名を配置し、生徒の進路相談や、保護者対象の教育相談等を支援します。
 - ・J S Lカリキュラムに基づく実践研究の成果の普及を行います。
- ④ 外国人生徒キャリアサポート事業の実施
 - ・外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーや企業見学会を実施します。
 - ・職場定着サポーター12名に加えて、外国人生徒キャリアサポーター1名を任用し、県内の外国人生徒の進路相談や求人開拓等の就職支援を実施します。

（3）特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応1名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

（4）教職員研修

市町、学校担当者の資質・能力の向上を図るため、県内全ての市町等教育委員会事務局の外国人児童生徒教育担当者や、各公立小中学校の外国人児童生徒教育担当者（希望者）が参加する外国人児童生徒教育検討会議（外国人児童生徒教育推進会議）において、外国人児童生徒の円滑な受入れのための情報共有を行います。

また、国の「政府関係機関移転基本方針」をふまえ、「外国人指導生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を実施します。（教職員支援機構が実施していた研修を平成29年度から三重県と教職員支援機構が連携して実施）

1.1 特別支援教育の推進

1 現状

(1) 特別な支援が必要な児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校^(*1)」「特別支援学級^(*2)」「通級指導教室^(*3)」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

- * 1 特別支援学校：教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学校
- * 2 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級
- * 3 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室で、小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化

【平成30年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 県立特別支援学校(18校<分校4校を含む>)在籍児童生徒数 | 1,687人(+20人) |
|-------------------------------|--------------|

【平成30年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

| | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|--------|---------------|--------------|----------------|
| 特別支援学級 | 801学級(+33学級) | 290学級(+1学級) | 1,091学級(+34学級) |
| | 3,530人(+321人) | 1,218人(+66人) | 4,748人(+387人) |
| 通級指導教室 | 63教室(+2教室) | 7教室(+1教室) | 70教室(+3教室) |
| | 800人(-11人) | 79人(+18人) | 879人(+7人) |

(2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、早期からの計画的な職場実習の実施や、生徒の可能性を広げ、より広い選択肢から進路を選択できるような職業観・勤労感を育む教育、継続的な職場開拓等を行っており、一般企業へ就職を希望した生徒の就職率は100%となっています。

【平成31年3月末現在】

| | |
|------------------------------|------|
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者(91人)の就職率 | 100% |
|------------------------------|------|

平成30年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【平成31年3月末現在】

| | 一般企業 | 福祉関係 ^{*4} | 進学 | その他 ^{*5} | 合計 |
|------|-------|--------------------|------|-------------------|------|
| 内定者数 | 91人 | 169人 | 7人 | 6人 | 273人 |
| 割合 | 33.3% | 61.9% | 2.6% | 2.2% | 100% |

* 4 就労継続支援A型事業所(障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所)16人を含む。

* 5 教育訓練機関、医療機関、家庭

2 今年度の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を一層促進するとともに、市町教育委員会と連携して中学校への理解啓発を図ることで、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進します。
- ② かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターとの連携のもと、他の特別支援学校や各市町の福祉機関とのネットワーク化を図り、広域的に発達障がい支援を行います。
- ③ 特別支援学校と近隣の小中学校等との交流および共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツを通じた交流を実施します。

(2) 高等学校への支援

- ① 高等学校に発達障がい支援員（3名）を配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒や教員への指導助言や個別の指導計画の作成支援等を行います。
- ② 高等学校において発達障がいのある生徒に対するより専門的な指導・支援を行うため、令和元年度から伊勢まなび高等学校で通級指導を開始するとともに、その成果と課題を研究し他校での実施に向けて準備を進めます。

(3) 教員の専門性の向上

- ① 小中学校、高等学校の通級指導担当教員等を対象に、学習障がい（LD）を含めた発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る研修（10回）を実施します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと共同した発達障がいに係る研修会（4回）を開催します。

(4) 特別支援学校の生徒の就労支援

- ① 児童生徒の発達段階に応じて、育みたい能力や態度に考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進め、指導方法の工夫や教育内容の充実を図ります。
- ② 生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの積極的な活用とともに、企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定を継続して実施します。
- ③ 外部人材として、キャリア教育サポーター（事務局1名、特別支援学校3名）を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ④ 「C o t t i 菜」や関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。

12 命を大切にす教育と安心して学べる環境づくりの推進

I 命を大切にす教育

県教育委員会では、児童生徒の心に響く教育活動や自己肯定感を高める取組の推進、日常の観察や面談等による児童生徒の状況把握、見守りや関わりが必要な児童生徒への組織的対応に特に注力し、児童生徒理解に基づいた命を大切にす教育を進めています。

【今年度の取組】

1 スクールカウンセラー（以下、SC）に対する取組

今後も、要請に応じてSCを学校に緊急派遣するなど、各学校と連携して、児童生徒への支援を行っていきます。

また、各学校に配置しているSCが、教員と連携して命を大切にす教育を進めていけるよう、SCに対する研修を実施していきます。

2 学校と連携した早期からの支援

いじめや暴力行為等の問題行動や不登校への対応のため、早期から当該校と情報共有のうえ、臨床心理士や社会福祉士、弁護士等の専門家を派遣し、関係機関との連携や組織的な指導体制の構築など、当該校とともに改善に向けて取り組みます。

3 SOSの出し方・受け止め方に関する教育

児童生徒が困難に直面したり、強い心理的負担を受けた際には、周囲の信頼できる大人にSOSを出すことが大切です。

県教育委員会では、「SOSの出し方・受け止め方に関する教育」など新たな知見を取り入れるため、今後も引き続き専門機関と連携しながら情報を収集し、各学校と情報共有していきます。

II 安心して学べる環境づくりの推進

1 いじめ

(1) 現状

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件）

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H29－H28 |
|--------|-------|-----|-------|-------|-------|---------|
| 小学校 | 621 | 536 | 871 | 1,766 | 1,470 | ▲ 296 |
| 中学校 | 529 | 310 | 504 | 673 | 600 | ▲ 73 |
| 高等学校 | 54 | 61 | 125 | 158 | 131 | ▲ 27 |
| 特別支援学校 | 5 | 3 | 10 | 9 | 18 | 9 |
| 計 | 1,209 | 910 | 1,510 | 2,606 | 2,219 | ▲ 387 |

文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

文部科学省では、早い段階でいじめを認知し、早期から対応することで子どもを守るため、いじめの積極的な認知を求めており、認知件数は全国的に増加傾向にあります。平成29年度における本県のいじめの認知件数は2,219件です。

(2) 今年度の取組

「三重県いじめ防止条例」(平成 30 年 4 月 1 日施行)の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。

① 専門家との連携による支援

- ・ いじめなどの相談のうち、早期に対応が必要な場合、臨床心理士がいじめに悩んでいる子どもたちに対して、継続した支援を行うとともに、社会福祉士・精神保健福祉士等が、いじめの被害・加害児童生徒を取り巻く環境や背景を把握し、関係機関と連携した支援を行います。
- ・ 弁護士によるいじめの予防授業を通して、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対しての支援を行います。

② いじめ防止強化月間(4月、11月)の取組の推進

4月と11月の強化月間では、以下の取組を進めます。また、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、メディアの活用や研修会等、さまざまな機会を利用して、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、子どもとともに広報啓発に努めます。

ア ピンクシャツ運動の推進

いじめ反対運動「ピンクシャツ運動」を4月と11月の各1ヶ月間、推進します。

イ いじめ防止サミットの開催(11月)

学校の取組やいじめ防止応援サポーターが取り組んでいる主体的な活動を発表し合う「いじめ防止サミット」を開催します。

③ 相談体制の充実

県内の中学生と高校生を対象に、年間を通し継続して「子どもLINE相談みえ」を実施します。

2 暴力行為

(1) 現状

【暴力行為の発生件数(校種別)】

(単位:件)

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H29-H28 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 小学校 | 174 | 268 | 425 | 354 | 323 | ▲ 31 |
| 中学校 | 598 | 525 | 379 | 431 | 390 | ▲ 41 |
| 高等学校 | 128 | 113 | 97 | 87 | 80 | ▲ 7 |
| 計 | 900 | 906 | 901 | 872 | 793 | ▲ 79 |

文部科学省:「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」平成29年度の暴力行為の発生件数は793件で前年度から79件減少しています。

(2) 今年度の取組

① SC等の配置

児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めるため、SCを全中学校区（義務教育学校を含む）に配置します。また、スクールソーシャルワーカーを1名増員して12名体制とし、学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校7校を拠点に近隣の中学校区を巡回し、SCや生徒指導特別指導員とチームでの支援を行います。

② 弁護士による課題解決支援

学校だけでは解決が困難な事案について、法的な側面から学校を支援するため、県立学校および市町等教育委員会からの要請に応じて弁護士を学校に派遣します。

3 不登校

(1) 現状

【不登校児童生徒数（校種別）】

（単位：人）

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H29-H28 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 小学校 | 489 | 456 | 443 | 545 | 566 | 21 |
| 中学校 | 1,336 | 1,447 | 1,478 | 1,486 | 1,549 | 63 |
| 計 | 1,825 | 1,903 | 1,921 | 2,031 | 2,115 | 84 |
| 高等学校 | 846 | 586 | 584 | 553 | 538 | ▲ 15 |

文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- ・ 小中学校における平成29年度の不登校児童生徒数は2,115人で前年度から84人増加しています。
- ・ 高等学校における平成29年度の不登校生徒数は538人で前年度から15人減少しています。

(2) 今年度の取組

① 魅力ある学校づくり

小中学校の推進校を指定して、小中学校が連携しながら児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む魅力ある学校づくりを進めます。また、その成果を市町の指導主事等を対象とした研修会で報告し、県内での取組を普及します。

② 社会的自立への支援

市町が所管する教育支援センター（適応指導教室）の指導員を対象とした実践交流会や事例検討会を開催し、資質向上を図ります。

4 インターネットトラブル

(1) 現状

【ケータイの所持率】

| | H26 | H29 | H30 | H30-H29 |
|------|-------|-------|-------|---------|
| 小学校 | 39.9% | 50.3% | 39.3% | -11.0 |
| 中学校 | 60.9% | 73.2% | 72.2% | -1.0 |
| 高等学校 | 99.1% | 99.2% | 98.2% | -1.0 |

三重県：「スマートフォン等の使用に関する実態調査」

※本調査における「ケータイ」とは、携帯電話やスマートフォンのことをいいます。

ケータイの所持率は、小学生で約4割、中学生で約7割、高校生でほぼ10割となっています。

(2) 今年度の取組

- ① 児童生徒をインターネットトラブルなどから守るため、教員が児童生徒への指導や保護者への啓発を行うための教材を作成し、県ホームページに掲載して利用を推進します。また、インターネット上での不適切な書き込み等の検索、監視等を行います。
- ② 全国的に発生しているインターネットトラブルの事例やその対応を示した「インターネットトラブル対応事例集」を活用した研修会等を実施し、教職員の指導力の向上に取り組みます。

5 学校安全

(1) 現状

【不審者情報】

(単位：件)

| | H28 | | | H29 | | | H30 | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 計 | 162 | 92 | 213 | 147 | 99 | 224 | 225 | 104 | 181 |
| 年度計 | 467 | | | 470 | | | 510 | | |

(三重県教育委員会独自調査)

【交通事故による死傷者数の状態別発生状況(三重県警察資料による)】

| 年 | 運転中 | | | | 同乗中 | | | | 歩行中 | その他 | 計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|---------|
| | 自動車 | 自二 | 原付 | 自転車 | 自動車 | 自二 | 原付 | 自転車 | | | |
| 平成28年度 | 1 (0) | 3 (0) | 10 (0) | 207 (1) | 374 (1) | 0 (0) | 3 (0) | 1 (0) | 72 (1) | 1 (0) | 672 (3) |
| 平成29年度 | 0 (0) | 3 (1) | 5 (0) | 236 (1) | 231 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 64 (0) | 6 (0) | 547 (2) |
| 平成30年度 | 4 (0) | 3 (0) | 7 (1) | 176 (1) | 182 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 42 (0) | 1 (0) | 416 (2) |

(括弧内の数字は死者で内数)

- ・ 平成30年度に不審者として報告のあった件数は、小学校225件、中学校104件、高等学校181件で、全体では510件となっており、平成29年度と比較すると40件増加しています。

- ・ 平成 30 年度における園児および児童生徒の交通事故による死傷者数は、平成 29 年度より 131 件減少していますが、416 件発生しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が 176 件で全体の 42.3%を占めています。

(2) 今年度の取組

- ① 通学路安全対策アドバイザーおよび事故防止アドバイザーを委嘱し、モデル地域を指定して、地域の学校間で連携した安全教育や安全対策を推進し、その成果を広く県内に普及します。
- ② 児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

13 人権教育の推進

1 基本的な考え方と現状

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に基づき、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる子どもの育成をめざして、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組んでいます。また、人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むための学習活動の充実に努めています。

| | | | |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| 人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| | 83.0% | 90.5% | 98.1% |

| | | |
|-----------------------------------|------|-------|
| 人権学習指導資料「みんなのひろば」を活用している割合 | 小学校 | 75.2% |
| 人権学習教材「わたし かがやく」を活用している割合 | 小学校 | 65.7% |
| | 中学校 | 62.7% |
| 人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を活用している割合 | 県立学校 | 60.0% |

(平成30年度実績)

(2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに取り組んでいます。また、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高める活動を、子ども支援ネットワーク等を通じて、学校・家庭・地域（自治会・NPO等）が連携し進めています。

| | | | |
|--|------|------|-------|
| 子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業の取組の内容（全33中学校区） | 学習支援 | 体験活動 | 人権学習等 |
| | 2件 | 10件 | 21件 |

(平成30年度実績)

(3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

2 課題

(1) 地域の差別意識や学校での学習の不十分さ等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。また、平成28年に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」をはじめ、その後も「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行されるなど、それらの問題の解決に向け、人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。

- (2) 家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の低下が懸念されます。
- (3) 急速な教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権教育に関する確かな認識や指導力がよりいっそう求められます。

3 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と安心して学べる環境づくりの推進を図ります。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (ウ) 学校における人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムの作成と活用を促進

(2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会の活動を充実
- (イ) 学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情を高める活動や、子どもを主体とした人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組む「子ども支援ネットワーク・アクション事業」を実施

(3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (イ) 学校で開催する研修会等に指導主事が支援
- (ウ) 指導資料の作成等、実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

(4) 人権教育ガイドラインの活用促進

平成 30 年 3 月に作成した「人権教育ガイドライン」に沿った実践が学校で進められるよう管理職・人権教育担当者の研修会等で周知・説明を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進するとともに、「障がい者の人権」や「性的マイノリティの人権」、「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「北朝鮮当局による拉致問題等」などの個別的な人権問題の解決に向けた教育を推進します。

(5) 第 71 回全国人権・同和教育研究大会の開催支援

11 月 30 日、12 月 1 日の両日に三重県（津市）で開催される第 71 回全国人権・同和教育研究大会の成功に向けて支援を行うとともに、教育関係者が参加し、人権教育推進の契機とします。

14 子どもの体力向上

1 子どもの体力向上

(1) 現状

スポーツ庁（文部科学省）は、平成20年度から小学5年生と中学2年生の全員を対象に、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

平成30年度における本県の子どもたちの体力合計点は、小学校女子を除いた小学校男子、中学校男女において全国平均値を上回りました。特に、小学校男子については平成20年度の調査開始以来、初めて全国平均値を上回りました。

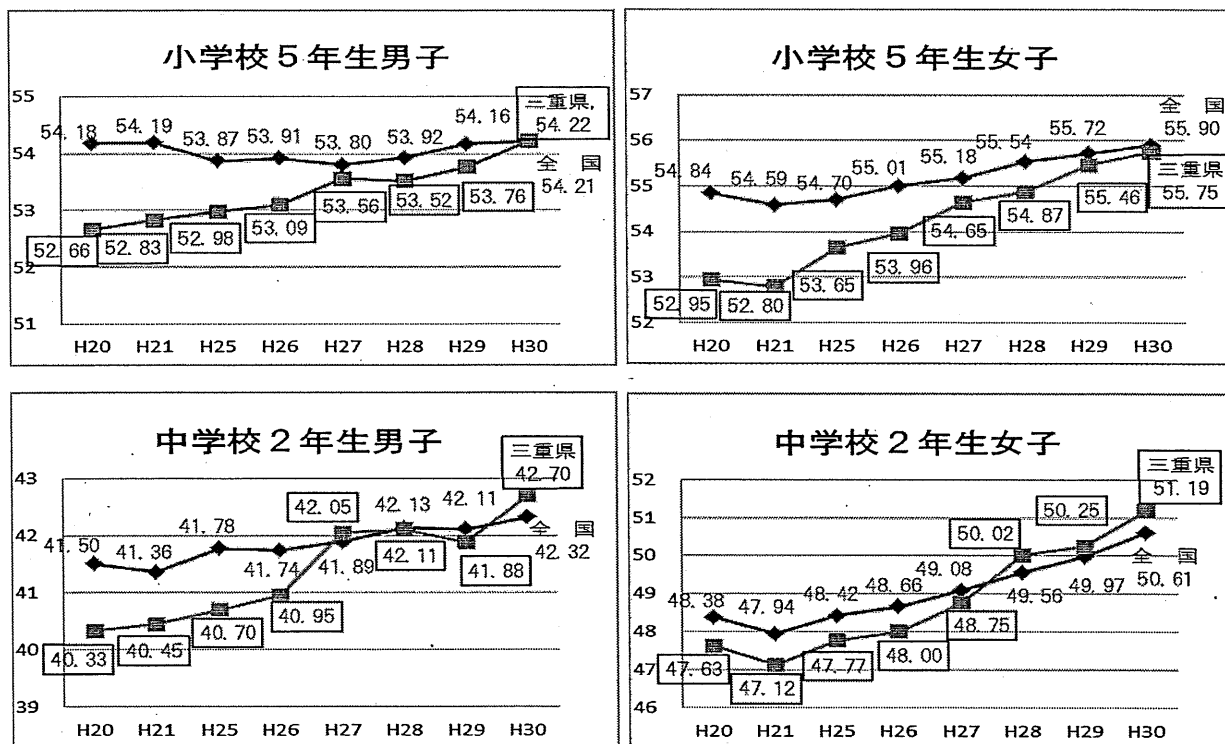
また、小学校・中学校の男女が、いずれも過去最高値を示しており、これまでの体力向上に向けた取組が少しずつ成果につながっているものと考えています。

＜平成30年度調査の体力合計点の平均＞

| | 小学校第5学年 | | 中学校第2学年 | |
|-----|---------|-------|---------|-------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 全国 | 54.21 | 55.90 | 42.32 | 50.61 |
| 三重県 | 54.22 | 55.75 | 42.70 | 51.19 |

＜平成20年度（初回）以降の体力合計点（8種目の総得点）の推移＞

悉皆調査で実施された平成20・21・25～30年度の体力合計点の推移



＜平成22、24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災により調査中止＞

【小学校・中学校で男女ともに全国平均を継続して下回っている種目】

小学校（4種目）：上体起こし、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び

中学校（4種目）：握力、上体起こし、持久走、50m走

(2) 課題

- ① 各小中学校において「全国体力調査」の結果を分析し、子どもたちの体力向上に向け、目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、取組を進めてきましたが、学校全体で共通理解が図られるよう、より一層の意識付けとPDCAサイクルの確立を図る必要があります。
- ② 「全国体力調査」のこれまでの調査結果から、全国平均を下回る種目（不得意種目）が固定化している傾向があるため、不得意種目の克服を重点課題と位置づけ、教員対象の研修会において各種目の向上につながるポイントの習得を図ってきました。各校での実践を通じて課題解決に向けて取り組んできたところ、中学校男子の50m走、女子の握力において、初めて全国平均値を上回ったほか、その他の種目についても改善傾向がみられ、全国平均との差が縮まってきており、引き続き、取組を進めていく必要があります。
- ③ 体力向上の取組では家庭との連携が重要であり、「全国体力調査」の結果を公開した学校の割合は、増加傾向にあるものの、「結果の分析に基づき改善提案を加えて公開した」割合が全国平均と比べて低くなっています。体力向上に向けて、教員対象の研修会や学校訪問等において、結果だけではなく日常の取組や生活習慣の改善等を含めた情報提供を行っていくよう促し、家庭から体力向上に係る協力を得られるようにしていく必要があります。

(3) 今後の取組

① 指導主事による学校訪問

体力テストの継続実施による結果の有効活用や、運動・生活習慣の改善に向けた学校の取組を支援するため、各小学校を訪問します。

② 体力向上にむけたPDCAサイクルの確立

各小中学校が体力テストを毎年継続して実施するとともに、その結果を児童生徒や家庭が共有できるように、子どもたち一人ひとりの「成長記録」を作成します。また、各小中学校において、「元気アップシート」や「ふりかえりシート」を活用して、1学期の取組を評価・改善し、2学期以降の取組に向けて体力向上のPDCAサイクルを実施していくよう働きかけていきます。

③ 教職員研修の充実

子どもたちが運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、体を動かす運動遊びや授業の改善に向けて保育士、小中学校教員等の研修を実施します。

研修会の講師として、スポーツ庁が主催する体育・保健体育指導力向上研修に参加した県内の幼稚園、小学校・中学校の教員5名が、研修内容の還流を行います。

④ 家庭との連携

大人と一緒に体を動かすことやバランスの取れた食事等、家庭において取り組める手法を含め、学校から情報発信できるよう、市町教育委員会と連携し、支援します。

2 三重県部活動ガイドライン

三重県部活動ガイドライン（以下、「県ガイドライン」という。）については、「生徒の健全な成長」と「教員の負担軽減」を目的に休養日・活動時間を定めるなど、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、平成30年3月に策定・公表しました。

運用を開始した平成30年度は、市町教育委員会において部活動運営方針の策定を進めるとともに、学校においては、学校部活動運営方針や年間・月間の活動計画を作成し、これに基づいた部活動を実施してきました。

県教育委員会では、こうした取組状況を確認するとともに、平成31年1月と3月に開催した三重県部活動ガイドライン取組検証委員会（以下、「検証委員会」という。）における意見をふまえ、市町教育委員会と連携し、適切な部活動運営に取り組みます。

【参考】

<市町教育委員会の取組>

〔市町部活動運営方針策定・見直し状況（令和元年5月・保健体育課調べ）〕

| | | | |
|----------|------|--------|-----|
| 策定・見直し済み | 24市町 | 今後策定予定 | 5市町 |
|----------|------|--------|-----|

<学校における取組>（学校部活動運営方針取組状況等調査（平成30年12月実施）結果）

〔学校部活動運営方針策定・見直し状況〕

| | 策定・見直し済み | 今後策定予定 |
|--------|----------|--------|
| 公立中学校 | 144校 | 9校 |
| 県立高等学校 | 53校 | 1校 |

*調査時点で未策定の1校（県立高）は、平成31年2月に策定しました。

〔学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守〕

| 選択肢 | 公立中学校 | 県立高等学校 |
|------------------|-------------|------------|
| 1：全ての部でできている | 106 (69.3%) | 21 (38.9%) |
| 2：一部の部を除いてできている | 14 (9.2%) | 21 (38.9%) |
| 3：どちらかといえばできている | 21 (13.7%) | 11 (20.4%) |
| 4：どちらかといえばできていない | 2 (1.3%) | 0 (0%) |
| 5：一部の部だけでできている | 1 (0.7%) | 0 (0%) |
| 6：全ての部でできていない | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 7：今後、学校方針を作成する | 9 (5.9%) | 1 (1.9%) |
| 合計 | 153校 | 54校 |

(1) 市町および学校部活動運営方針の策定・見直し

県教育委員会では、引き続き、市町および学校の取組状況等を調査、把握するとともに、必要に応じて、部活動運営方針策定のための助言等を行い、市町教育委員会と連携して県ガイドラインに基づく活動の徹底に努めます。

(2) 学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

学校における休養日および活動時間について、学校間で共通した認識のもと取組が徹底するよう、引き続き、校長会や部活動指導者研修会において、県ガイドラインの内容について説明します。

また、短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者を対象に、具体的な技術指導等について研修会を実施していきます。

(3) 各競技団体との連携

県体育協会や関係競技団体に対し、ガイドラインに基づく部活動運営の必要性について説明するとともに、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会運営等の検討を依頼していきます。

また、県・市町教育委員会、校長会、学校体育連盟および各競技団体等において、一年を通じた大会等の開催状況を把握するとともに、それぞれの立場で生徒や教員の負担軽減に向けて取り組むべき事項について検討するための場を持ち、適切な大会の規模や日程等の在り方などについて協議を進めます。

(4) 部活動の運営および地域人材の活用

適切な部活動の運営に向けて、学校全体で組織的に活性化させていくことが大切なことから、設置する部の他校との合同チームの編成や精選、生徒の多様なニーズに応える（競技志向でない活動など）環境整備について情報提供を進めます。

また、専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減につなげられるよう地域人材を活用し、令和元年度は運動部活動サポーターを県立高等学校へ46名、公立中学校へ5名派遣するとともに、運動部活動指導員として県立高等学校へ5名、公立中学校へ21名の配置を支援します。

(5) 熱中症への対応

国からの通知等について、引き続き、各市町教育委員会と情報共有を図り、熱中症事故防止に向けて注意喚起していきます。

また、学校体育連盟等関係団体に対し、夏季の大会を安全に開催できるよう、大会の運営方法の見直しについて検討を促します。

1 5 健康教育の推進

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、性の問題行動や薬物乱用等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の各点について、取組を進めます。

(1) 歯と口の健康づくり

子どもたちが生涯にわたって健康で活力ある生活を送るためには、基本的な生活習慣の定着や食育等の取組と併せて、歯と口の健康づくりの一層の充実を図る必要があります。

しかし、平成30年度の本県の12歳児一人平均DMF指数（むし歯経験歯数のこと。未処置歯、処置歯、むし歯による喪失歯の合計を対象人数で割ったもの）は0.84本と、全国平均の0.74本より高くなっていることから、県教育委員会では、国の事業を活用し、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による地域検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣します。

また、各学校においては、歯科健康診断の適切な実施をはじめ、昼食後の歯みがき指導や、家庭への歯みがき、正しい食習慣の啓発等歯と口の健康づくりに取り組んでいるところですが、むし歯予防の有効な手法であるフッ化物洗口については、平成30年度は熊野市の8校と松阪市の6校の計14校での実施にとどまっています。

このため、県教育委員会では、市町教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会、研修会、先進地視察を実施し、フッ化物洗口の有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、医療保健部と連携して各市町教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行ってきたところです。

今後も医療保健部および県歯科医師会等と連携を図りながら、上記の取組を継続するとともに、PTA等関係者への積極的な説明を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大に努めてまいります。

(2) がんに関する教育

子どもたちが、がんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、国の事業を活用して、がんの教育総合推進事業を実施します。

本年度も、医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に「がん教育」についての意義や指導内容・方法等についての研修会を県内2会場で開催します。

(3) 性に関する指導

望まない妊娠の防止と思春期の性感染症を予防するため、発達段階に応じた知識や、社会生活を営むうえで適切な行動がとれる実践力を、生徒が身につけられるよう、国の事業を活用し、県立学校に専門医等を派遣して、性に関する指導を行います。

(4) 薬物乱用防止教育

警察等の関係機関と連携を図りながら、小・中・高等学校等において「薬物乱用防止教室」を開催する等、児童生徒に対する啓発・指導に努めるとともに、教職員等を対象にした指導者養成講習会を開催します。

(5) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進等について、引き続き働きかけていきます。

(6) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、手洗いの励行やマスクの着用等についての注意喚起の文書を配付するなど、感染症の予防に努めるとともに、関係機関や各学校が感染症の流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた対策を講じることができるよう、学校等欠席者・感染症情報システムの適切な運用について周知します。

また、麻しん等重大な感染症が発生した場合には、医療保健部や関係機関と連携し、感染拡大の防止に努めるとともに、各学校において、ガイドライン等に基づいた適切な対応が図られるよう、取り組みます。

2 食育・学校給食の推進

安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止等を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、国のガイドラインや県の手引等に基づき、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

また、学校給食への地場産物の活用を促進するとともに、学校教育活動全体を通じた食育のより一層の推進および充実を図る必要があります。

これらの状況をふまえ、県教育委員会では以下のとおり取組を進めます。

(1) 学校給食における異物混入防止等衛生管理の徹底

① 「異物混入対応方針」の周知・徹底

昨年度の異物混入事案をふまえて作成した「異物混入防止等対応方針」について、学校給食関係者への講習会等を通じて周知・徹底を図り、学校給食への異物混入の防止の徹底を図ります。

② 学校給食の安全と充実に向けた講習会の開催

学校給食における衛生管理の徹底、食物アレルギー事故および異物混入の防止を図るため、校長等管理職と栄養教諭等の対象者別に講習会を開催します。

③学校給食施設状況調査

県および市町教育委員会指導主事、有識者等の指導者を学校給食施設（単独・共同調理場）へ派遣し、衛生管理状況の調査と指導・助言を行い、衛生管理の徹底や異物混入防止等の対策を進めます。

④衛生管理に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町教育委員会担当者連絡協議会や学校給食衛生管理講習会等の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

(2) 食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、教職員を対象とした講習会を開催します。また、市町教育委員会と連携し、県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を活用した取組を進めます。

(3) 学校給食における地場産物の活用推進

①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページやメールで紹介し、周知を図ります。

②その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、県農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

【学校給食において地場産物を使用する割合】（食材数ベース）

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 三重県 | 27.8% | 31.2% | 36.7% | 30.5% | 29.3% |
| 全 国 | 25.8% | 26.9% | 26.9% | 25.8% | 26.4% |

※文部科学省公表「学校給食栄養報告」（抽出調査）

(4) 学校における食育の推進

①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」への参加の促進について、市町教育委員会と連携して取り組みます。

②教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や先進地の実践発表等をとおして、より一層の食育の推進を図ります。

16 文化財の保存・活用

1 現状

(1) 文化財の件数

我が国の文化財は、特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。文化財は貴重な国民共有の財産として、有効に保存、活用を図る必要があります。

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、平成31年4月末現在、1,159件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,791件、埋蔵文化財が約14,000か所あります。

(平成31年4月30日現在)

| 種別 | 国指定等 | 県指定等 | 合計 | 備考 |
|---------------|------|------|-------|--------------|
| 有形文化財 | 189 | 358 | 547 | 建造物、美術工芸品等 |
| 無形文化財 | 1 | 2 | 3 | 工芸技術等 |
| 民俗文化財 | 11 | 63 | 74 | 生業、民俗芸能等 |
| 記念物 | 84 | 166 | 250 | 遺跡、庭園、動物、植物等 |
| 伝統的建造物群保存地区ほか | 274 | 11 | 285 | 登録有形文化財を含む |
| 合計 | 559 | 600 | 1,159 | |

(2) 文化財の保存・活用への対応

① 文化財の指定等

県教育委員会では、本県にとって重要な文化遺産について、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定等を行っています。平成30年度は、下記の有形文化財1件、無形民俗文化財3件を新たに指定しました。

○有形文化財 絵画「絹本著色仏涅槃図」1幅 (松阪市中町、龍華寺)

鎌倉時代中期の作。仏涅槃図の中でも古く、絵画史における図様の継承・変遷を考えるうえでも重要な資料。

○無形民俗文化財「日置神社の神事踊」(伊賀市下柘植、下柘植宮踊保存会・愛田かつこ踊り保存会)

中世末期の風流踊りの系譜をひく伊賀地域の太鼓踊りの形態を伝える重要な芸能。

○無形民俗文化財「大江の羯鼓踊」(伊賀市馬場、大江羯鼓踊保存会)

中世末期の風流踊りの系譜をひく伊賀地域の太鼓踊りの形態を伝える重要な芸能。

○無形民俗文化財「比自岐神社の祇園踊」(伊賀市比自岐、比自岐神社祇園踊保存会)

中世末期の風流踊りの系譜をひく伊賀地域の太鼓踊りの形態を伝えており、祇園祭との一体性も保たれた重要な芸能。

② 文化財の保存・活用

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復を要する文化財については、国および県の補助により、所有者を支援しています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

| 年度 | 件数 | 補助額 | 補助率 |
|--------|---------|----------|--------------------------------|
| 平成30年度 | 36件 | 94,570千円 | 国指定：県10%以内（国50%） 県指定：県50%以内 |
| 令和元年度 | 40件（予定） | 90,000千円 | |

2 課題

文化財は経年劣化をはじめ、過疎化・少子高齢化等の社会環境の変化に伴う休廃止、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。そのため、行政による財政的・技術的支援の必要性が増しています。

また、文化財保護法の改正をふまえ、文化財の持つ歴史的資産としての価値を認識し、地域住民を中心としたさまざまな人々が参画することで文化財を保存、継承し、積極的に活用していくことが求められています。

3 今後の対応

- (1) 文化財を、単なる過去の遺産ではなく、人づくり・まちづくりの核となる生きた財産として活用していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。令和元年度においても、「地域文化財総合活性化事業」および国等の事業を有効に活用し、文化財の保存と活用を支援するとともに、積極的な情報発信と公開を促進していきます。

国宝の専修寺御影堂・如来堂をはじめとした県が誇れる文化財のほか、津波被害を今に伝える石碑の価値等について、パネル展示やSNSを活用した積極的な情報発信を行います。

- (2) 鳥羽・志摩の海女習俗については、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として、平成29年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。今後は、鳥羽海女保存会、志摩海女保存会と連携して、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き海女習俗に関する映像記録の作成をするなど国内外の認知度が高まるよう情報発信を進めていきます。

また、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」をはじめとする県内の無形の文化財について、パネル展示を行うなど、保存・継承・活用を図ります。

(3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。

また、世界遺産登録15周年を記念して、世界遺産の価値や国内の巡礼道に関する世界遺産講演会を県内で開催します。

17 社会教育の推進

1 社会教育の取組について

社会教育は、生涯学習の理念である国民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、あらゆる場所において学習することができる社会を構築していくうえで、重要な役割を担っています。国および地方公共団体は「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

○三重県社会教育委員の会議

多様な主体との連携・協働による体験活動や学習活動を推進するため、学校と地域の多様な主体をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実や協働活動の具体化などについて意見をいただき、社会教育の推進につなげます。

○社会教育に関する専門的事項の指導および助言

住民の多様なニーズへ応えるため、市町や公民館等の社会教育担当者に対して、地域住民のニーズに応じた講座を開催するスキル向上のための研修を実施します。

○地域の教育力向上ネットワーク構築事業

学校支援地域本部や放課後子ども教室などの社会教育に携わる人びとの資質の向上を図るため、社会教育関係団体やボランティア団体等の市民団体、高等教育機関、NPO等の多様な主体が一堂に会する情報交換や研修等を実施します。

2 青少年教育施設・文化施設について

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るために設置されており、県においては、鈴鹿青少年センター（昭和60年開設）と熊野少年自然の家（昭和52年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営していますが、施設老朽化による大規模修繕や利用者の確保など、運営面にかかる課題に対応していく必要があります。

| 施設名称 | 宿泊定員 | 宿泊定員稼働率 | 年間延べ宿泊者数 | 年間延べ利用者数 | 年間あたり指定管理費用 |
|-----------|------|---------|----------|----------|-------------|
| 鈴鹿青少年センター | 368人 | 26.7% | 31,467人 | 74,238人 | 61,094,000円 |
| 熊野少年自然の家 | 200人 | 17.6% | 11,513人 | 28,011人 | 42,699,000円 |

（平成30年度実績値 ※年間あたり指定管理費用のみ令和元年度数値）

鈴鹿青少年センターについては、平成 29 年度の県全体の県有施設の見直しにおいて、「民間による有効活用も視野に入れながら、平成 31 年度（令和元年度）末までに方向性を定める。」としており、平成 30 年度は民間事業者から官民連携事業の可能性について多数の意見を収集したところです。今年度は、隣接する鈴鹿青少年の森も含めた利活用の方法、事業採算性の有無などを把握するための調査を行い、その調査結果について、官民連携専門家や有識者等の意見を聞いて分析し、民間による有効活用を含めて方向性を定めることとしています。

また、三重県総合博物館については、これまで進めてきた経営資源の有効活用や、効率的・効果的な運営に向けた検証を受けて、今年度、開館時間の見直しを行い、教育委員会において条例改正を進めます。

18 教職員の資質向上

学校と社会が連携・協働しながら、子どもたちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むためには、教職員には「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業力や教科等を越えたカリキュラム・マネジメントを円滑に行うための力が求められています。一方、経験豊かな教員の退職に伴い若手教員が増加しており、組織的・計画的に育成する必要があります。また、学校を離れて研修を受講することが困難になってきていることから、研修の開催場所や開催方法等を工夫する必要があります。

教職員が学び続けることで自己を磨き高めていくことができるよう、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和元年度三重県教員研修計画」に基づき、研修を実施します。

1 教職員のライフステージと職種に応じた研修

すべての教職員がコンプライアンスをはじめ授業力等、高い専門性と豊かな人間性を備えるため、「若手教員の実践的指導力」、「中堅・中核教員の企画力・指導力」、「ベテラン教員の企画力・指導力」、「管理職のマネジメント力」の向上に向けた研修を系統的かつ体系的に実施します。

(1) ライフステージ別研修（法定・悉皆研修※） ※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修

「教職を担うにあたり必要とされる素養」や「教職を担うにあたり必要とされる専門性」について、全ての教員がそれぞれのライフステージに応じ、コンプライアンス意識・倫理観等の資質能力の向上および実践力を修得する研修

①教諭研修

質の高い教育活動を行うため、実践的指導力および職務遂行能力の向上を図ります。

ア 教諭研修

初任者研修（校外 17 回、校内 300 時間）

教職 2～3 年次研修（校外 5 回、校内 3 回）、

教職 6 年次研修（校外 5 回）、中堅教諭等資質向上研修 I（校外 6 回、校内 9 回）、

中堅教諭等資質向上研修 II（校外 4 回、校内 6 回）（令和 4 年度から実施）

イ 養護教諭研修

新規採用養護教諭研修（校外 12 回、校内 15 回）、

養護教諭 6 年次研修（校外 5 回）、

中堅養護教諭等資質向上研修 I（校外 6 回、校内 3 回）

中堅養護教諭等資質向上研修 II（校外 4 回、校内 2 回）（令和 4 年度から実施）

ウ 栄養教諭研修

新規採用栄養教諭研修（校外 12 回、校内 15 回）、

栄養教諭 6 年次研修（校外 5 回）、

中堅栄養教諭等資質向上研修 I（校外 6 回、校内 3 回）

中堅栄養教諭等資質向上研修 II（校外 4 回、校内 2 回）（令和 4 年度から実施）

②主幹教諭・指導教諭研修

新任主幹教諭等を対象に、学校の組織運営体制や指導体制の充実、教員の授業力向上に向けた企画力・指導力の向上を図ります。

新任主幹教諭研修（2回）、新任指導教諭研修（2回）

③管理職研修

管理職を対象に、より質の高い教育活動を行うため、学校マネジメント力の向上および障がいの社会モデルの考え方や雇用制度等について理解を図ります。

新任校長研修（4回）、新任教頭研修（4回）、

トップマネジメント研修（新任校長研修と合同開催）（4講座）

（2）教育課題に対応した教職員の専門性を向上させる研修

授業力向上や教育課題への対応力など専門性について、教員一人ひとりがそれぞれの職責や個々の教育課題等に応じて主体的に学ぶ研修

①授業力の向上

ア 授業実践研修（4回）

初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上研修Ⅰの教員が、校種別、教科別の研修班を中心に、年間をとおして授業研究に取り組む研修

イ 教科等研修（54講座）

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上をめざす研修

②生徒指導力の向上

ア 生徒指導実践研修（1回）

初任者、中堅教諭等資質向上研修Ⅰの教員が研修班に分かれ、学級経営や生徒指導に重点を置いた実践事例検討等をとおして、学級経営力や生徒指導力の向上を図る研修

イ 生徒指導研修（3講座）

問題行動等を早期に発見し、迅速な対応を組織的に連携して取り組む生徒指導の在り方や教員が児童生徒と信頼関係を築くための関わり方について学ぶ研修

③児童生徒理解力の向上

ア 教育相談研修（21講座）

子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、不安や葛藤など内面の感情に寄り添った支援ができるよう、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修

④学校組織運営力の向上

ア 学校組織マネジメント研修（1講座）

管理職及び中堅教員を対象に、学力向上に向け、組織的に取り組む体制づくりのために必要な広い視野とリーダーシップの在り方を学ぶ研修

⑤教育課題への対応力の向上

ア テーマ研修 (22 講座)

グローバル教育、郷土教育、キャリア教育、情報教育、人権教育、特別支援教育、外国人児童生徒教育、いじめに関する事項、不登校に関する事項、防災に関する事項などの教育課題について、教職員の専門性や実践的指導力の向上をめざす研修

イ 情報教育研修 (6 講座)

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するために教職員の ICT 活用指導力の向上をめざす研修

⑥職務・職能に応じた専門性の向上

ア 専門職種等研修 (21 講座)

養護教諭、栄養教諭、幼稚園等教員、学校事務職員、特別支援学級等新担当教員、実習助手(新規採用)、常勤講師を対象とした職務・職能に応じた研修

イ 採用前研修(参加は任意)(1回)

教育公務員としての意識の醸成を図り、教育に対する情熱、使命感を養うため、教職等に関する基礎的な知識を身につける研修

2 中核的リーダーとなる教員を育成する研修

学校の中核となる教員の企画提案力や指導力を向上させるための研修を実施します。

(1) 学校マネジメントリーダー育成研修(年間を通じて4日間)

管理職とともにめざす学校像実現に向けた改善活動を先導し、よりよい学校・学級づくりを推進する中核的な人材を育成する研修

(2) 授業研究推進リーダー育成研修(年間を通じて4日間)

校内研修の企画・運営および授業改善の視点について学び、学校の組織的な校内研修を推進するためのリーダーを育成する研修

(3) 外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修(6月:4日間)

外国人児童生徒の受入れ体制の整備や日本語指導の方法等について、必要な知識を習得するとともに、各地域において研修のマネジメントを推進する指導者を養成する研修(独立行政法人教職員支援機構との連携講座)

3 新学習指導要領に対応した研修

ライフステージ別研修や教育課題に対応した教職員の専門性を向上させる研修において、新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた研修を実施するとともに、道徳科、プログラミング教育、英語教育に関する研修を実施します。

(1) 「特別の教科 道徳」に関する研修

道徳科の指導と評価等について、必要な知識等を習得する研修

①授業づくり（道徳）（1講座）

小中学校の教員を対象に、道徳科の特質を生かした授業づくりについて研修し、授業力の向上を図ります。

②中学校道徳（1講座）

中学校の教員を対象に、「考え、議論する道徳」への転換に向けた授業の基本と評価の在り方について研修し、授業力の向上を図ります。

(2) プログラミング教育に関する研修

プログラミング的思考を育成する指導方法や教材の活用方法について学ぶ研修

①プログラミング指導者育成研修（5回）

プログラミング教育を推進し、指導的な役割を果たす教員の育成を図ります。

(3) 英語教育に関する研修

文部科学省の「英語教育改善プラン推進事業」の委託を受け、児童生徒に4技能5領域をバランスよく身につけさせる授業法や評価の在り方などについて学ぶ研修

①小学校外国語教育研修会（1講座）

円滑に小学校外国語教育が進められるよう、指導の在り方や評価の方法について理解を図ります。

②中学校英語教育推進一斉研修会（1講座）

求められる英語力を生徒につける授業法について研修するとともに、移行期間に配付される指導資料について理解を図ります。

4 教職員が研修に参加しやすい環境の整備・充実

教員が子どもと向き合う時間を確保し、個々の学びを組織的・継続的な校内研修の推進につなげることができるよう、参加しやすい研修機会を提供します。

(1) ブロック別研修（66講座）

学力向上、授業づくり、生徒指導等、地域の教育課題に即して16市町の教育研究所等と共催して実施する研修

(2) ネットDE研修（205コンテンツ）

さまざまな教育課題に対応した研修教材を、勤務校等で任意の時間に繰り返し研修できる機会を確保するために、インターネット回線を利用してパソコンだけでなくスマートフォンやタブレット等でも視聴可能な形で配信する研修

(3) 出前研修（要請に応じて随時）

校内研修等を支援し、教員一人ひとりの授業力を高め授業改善につなげる等、教育活動や学校運営の質的向上を図る研修

①校内研修の推進

授業改善や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた校内研修の進め方について学ぶ研修です。

②活用力を育む問題づくり

活用力を育むことができる国語や算数の問題づくりについて学ぶ研修です。

③学校改善活動

学校マネジメントについての理解を深め、学校組織運営力の向上をめざす研修です。